

令和4年

決算審査特別委員会会議録

令和4年10月20日

(第 3 日)

忠岡町議会

令和4年 決算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	河野 隆子	副委員長	今奈良幸子
委員	小島みゆき	委員	是枝 綾子
委員	前川 和也	委員	松井 匡仁

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長	南 智樹	町長公室次長兼企画人権課長	
			明松 隆夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
			新城 正俊
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

委員長 (河野隆子議員)

皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を再開いたします。着座にて失礼いたします。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (河野隆子議員)

では、158ページから181の介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

高齢介護課 (武藤優子課長)

委員長。

委員長 (河野隆子議員)

武藤高齢介護課長。

高齢介護課 (武藤優子課長)

おはようございます。

介護保険特別会計の決算についてご説明申し上げます前に、1点ですね、一般会計の際に前川議員からご質問いただいた緊急通報システムの件でご回答させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 (河野隆子議員)

はい、どうぞ。

高齢介護課 (武藤優子課長)

令和3年度の新規件数、お尋ねいただいた分ですけれども、3年度は1件でございました。よろしく願います。

委員長 (河野隆子議員)

分かりました。前川委員、今のを受けて、よろしいですか。

委員 (前川和也議員)

はい。

委員長 (河野隆子議員)

ありがとうございます。

では、続けてお願いいたします。

(介護保険特別会計 担当課説明)

それでは、決算書157ページからの令和3年度介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。説明につきましては別でご配布しております令和3年度介護保険特別会計決算資料に基づきご説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。まず、決算状況でございます。決算規模は歳入17億838万4,000円、歳出で16億8,872万5,000円となり、前年度と比べまして歳入は4,605万7,000円、2.8%の増、歳出は8,812万5,000円、5.5%の増となっています。

続いて、決算収支につきましては、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は1,965万9,000円の黒字で、実質収支につきましては翌年度へ繰り越す財源がないため、同額の黒字となっています。

次に、2ページをお願いいたします。歳入でございます。歳入の概要は、歳入総額は17億838万4,000円で、前年度に比べ4,605万7,000円、2.8%の増となっています。その主な要因ですが、介護給付費負担金、国庫支出金、支払基金交付金、府費負担金が増加したものでございます。

なお、平成27年度から繰入金で、消費税増税を財源として給付費の公費とは別枠で、第1号被保険者の低所得者の保険料を軽減するため繰入れを行っており、令和3年度は前年度分を含め3,070万円を繰り入れています。その下の介護保険の財源は、第8期計画における介護給付費の財源構成を示したものでございます。なお、下の※印のとおり、国費の調整交付金の交付割合は、令和3年度は6.95%でございました。

次に、3ページをお願いいたします。歳入決算額の状況を令和2年度と比較した表で、各年度の構成比も掲載しています。

まず、介護保険料です。決算額3億132万1,000円で、前年度に比べ802万7,000円、2.6%の減となっています。

次に、国庫支出金です。決算額4億3,124万5,000円で、前年度に比べ2,154万円、4.8%の減となっています。

次に、支払基金交付金です。決算額4億2,967万4,000円で、前年度に比べ2,169万3,000円、5.3%の増となっています。

次に、府支出金です。決算額2億1,884万5,000円で、前年度に比べ977万3,000円、4.7%の増となっています。

次に、繰入金です。決算額2億6,543万8,000円で、前年度に比べ815万9,000円、3.2%の増となっています。

次に、繰越金です。決算額6,172万7,000円で、前年度に比べ3,596万3,000円、139.6%の増となっています。

次に、その他です。決算額13万4,000円で、前年度に比べ3万6,000円、36.7%の増となっています。

続いて、4ページをお願いいたします。保険料の収納状況です。現年度分調定額は3億164万1,000円、収納額2億9,966万6,000円、収納率99.5%となっており、その内訳は特別徴収収納額が2億7,404万8,000円、収納率100%、

普通徴収収納額が2,561万8,000円、収納率は92.9%となっています。

次に、5ページをお願いします。歳出でございます。

1、歳出の概要です。歳出総額16億8,872万5,000円で、前年度に比べ8,812万5,000円、5.5%の増となっています。歳出決算額の現状を令和2年度と比較した表で、各年度の構成比も掲載しています。

まず、保険給付費です。決算額14億9,244万5,000円で、前年度に比べ4,175万7,000円、2.9%の増となっています。この主な要因ですが、要支援、要介護者の給付額が増加したものでございます。

次に、地域支援事業費です。決算額1億792万1,000円で、前年度と比べて693万9,000円、6.9%の増となっています。

次に、基金積立金です。決算額1,660万4,000円で、前年度と比べて514万6,000円、44.9%の増となっています。

次に、総務費です。決算額2,244万8,000円で、前年度と比べて12万9,000円の減となっています。

次に、その他です。決算額4,930万7,000円で、前年度と比べて3,441万2,000円の増となっています。この主な要因ですが、前年度給付費確定に伴う償還金の増によるものでございます。

次に、6ページをお願いします。給付費等の状況で、1、一般状況でございます。65歳以上の第1号被保険者のいる世帯数は、令和3年度末で3,448世帯、前年度末と比べて11世帯の減となっています。

次に、第1号被保険者数は、令和3年度末で4,745人となっています。うち65歳以上75歳未満の前期高齢者は2,134人、75歳以上の後期高齢者は2,611人で、前年度末に比べて第1号被保険者数は32人の減となっています。その内訳は、前期高齢者は82人の減、後期高齢者は50人の増となっています。

次に(3)要介護・要支援認定者数は、令和3年度末で995人となっています。うち65歳以上の第1号被保険者は983人、40歳から64歳までの第2号被保険者は12人となっています。認定を受けた第1号被保険者のうち前期高齢者は117人、後期高齢者は866人となっています。

7ページをお願いします。認定者を要介護度別で見ますと、要支援1が189人、要支援2が174人、要介護1が195人、要介護2が151人、要介護3が114人、要介護4が111人、要介護5が61人となっています。

続いて(4)番、第1号被保険者に占める認定者の割合は20.7%となっており、前年度と同じ割合となっております。

次に(5)居宅サービス受給者数は、令和3年度累計で8,798人で、1か月当たり平均で見ますと総数で733人となり、前年度と比べて10人の減となっています。

8ページをお願いいたします。次に、地域密着型サービスの受給者数は、令和3年度累計813人となっています。利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が、28年度より地域密着型サービスに移行しています。令和2年度と比べ要支援2及び要介護1の受給者が増加していますが、それ以外は全て減少しています。

続いて(7)施設サービス受給者数は、令和3年度累計914人で、1か月当たりの平均で見ますと、介護老人福祉施設は44人、介護老人保健施設は30人、介護療養型医療施設は0人、介護医療院2名で、総数76人となり、前年度と比べて総数5人の増となっています。

9ページをお願いいたします。保険給付でございます。給付件数は令和3年度の累計で3万1,823件となっています。その内訳は、居宅サービスで3万55件、地域密着型サービスで830件、施設サービス938件で、その割合は、居宅サービスが94.4%、地域密着型サービスが2.6%、施設サービス3.0%となっています。給付件数の要介護度別については下記の表となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

10ページをお願いします。給付額は令和3年度累計の支給額は14億2,456万5,000円となっています。その内訳は、居宅サービスで10億3,134万1,000円、地域密着型サービスで1億4,552万3,000円、施設サービスで2億4,770万1,000円となり、その割合は居宅サービスが72.4%、地域密着型サービスが10.2%、施設サービスが17.4%となっています。給付額の要介護度別につきましては下記7表のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

11ページをお願いします。高額介護・介護予防サービス費は件数3,301件、支給額3,992万円となっています。また高額介護・介護予防サービス費の年間上限に該当するものではありませんでした。

次に、高額医療合算介護・介護予防サービス費は、件数177件、支給額556万4,000円となっています。

次に、特定入所者介護、介護予防サービス費は、件数で食費764件、居住費733件、支給額は2,092万9,000円となっています。

次に、審査支払手数料は、件数3万1,319件、支払額146万8,000円となっています。

続いて、12ページをお願いいたします。地域支援事業費でございます。介護予防日常生活支援総合事業の決算額は7,865万6,000円で、前年度と比べて699万6,000円の増となっています。これは総合事業実施に伴う訪問型サービス、通所型サービスの増によるものでございます。包括的支援事業及び任意事業の決算額は2,325万1,000円で、前年度と比べ43万3,000円の増となっています。これは地域包括支援センター職員人件費の増によるものでございます。包括的支援事業、社会保障充実分の決算額は581万4,000円で、前年度と比べ49万3,000円の減となっていま

す。これは在宅医療、介護連携コーディネーターの人件費の減によるものでございます。その他諸費の決算額は20万円で、こちらは介護予防日常生活支援総合事業実施に伴う審査支払手数料によるものでございます。

13ページ以降は資料として、14ページには地域支援事業の主な事業内容の内訳を掲載しています。

15ページには町内の居宅サービス事業所数及び施設サービスの内容と主な施設を掲載しています。

16ページ及び17ページには介護保険特別会計の科目の説明を掲載しております。

介護保険特別会計の決算状況の説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

おはようございます。介護保険のこれは第8期の1年目というところの会計で、ここでまず介護保険料が、この年は改定になりまして、忠岡町は引下げをされたということであります。基準額で言いますと何%の引下げにされたのかということをお聞きしたいと思えます。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

今8期の保険料ですけども、7期と比べまして2.2%の減となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2.2%とありますが、金額にすれば幾らになりますでしょうか。1か月にしましたら、基準額で言いましたら。基準額、幾らが幾らになったと。幾らの差ですというふうに、ちょっとお答えいただきたいんですが。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料の基準額ですが、7期の基準額が6,557円、8期の基準額が6,410円でございます。147円、基準額としては減額となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護保険は住民の方からも高い高いという、そういうお声をたくさん聞いておりますが、介護の準備基金が余ったというところを、忠岡町はほぼ全額取り崩すという保険料の設定にされたというふうに当初聞いておりますが、そのようになってますでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

おっしゃるとおり介護保険の計画段階で、基金の残高が5,600万円ほどございますので、この額を全て投入する予定で運営しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

引下げはよかったんですけれども、それでもやはりなおかつ高いと。この基準額の方は、ご本人は住民税非課税の方でありますので、それで6,410円ということで、これね、2か月に一遍年金から天引きをされるので、金額にしたら2か月分、一気に引かれると1万2,820円ということで、かなりご本人にとっては大変高いなど、余計にちょっと感じるということでもあります。

なおかつ、介護保険のサービスを利用していけば、まあ仕方ないかという思いもありますが、使っておられない方にとっては、非常に掛け捨てとしては大変高い金額であるということですので、引下げについては一般会計から繰り入れしなければ、なかなか財源がないと。国のほうも増額をしていただいたらいいんですけれども、高齢者が少ないスタート時点のままの25%ですか、全体の会計のうちのことになってますので、その分をやはり増やしていただかないと、高齢者が増えていく、給付費が増えていく中で、大変耐

え難い保険料ということになるので、これはもう国が導入した制度ですので、責任を持って引下げに国としても努力していただくということが一番の解決方法だと思います。それと併せて、国に向けて要求していただきながら、忠岡町独自も一般会計に繰入れをしているところ、全国的には数少ないですけれども、忠岡町としてもぜひ繰入れの努力もしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料に関しましては、法定の割合、おっしゃったとおりございまして、町としましては12.5%の給付費に対しての一般会計からの繰入れがございまして、今、運営としては法にのっとりこの割合でさせていただいております。一般会計からの別での繰入れというのは現状、他の財政も厳しい以上、考えておりませんので、よろしくお願ひしたいところです。

また、国への割合の、国等のより負担をしていただくような要望ですけれども、従前からしておるのですが、引き続きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。当初、スタートした当初の介護保険料の基準額は、何と3,000円を切っておりまして、2,500円ぐらいだったと思います。それが今や6,410円ということで、かなり上がっているということで、やはりそれは高齢化社会ということで使う方が増えてきている、重度になってきているというところがありますので、やはりその辺も国に向けて、ほかの団体と一緒に要望していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長、続けて。

委員長（河野隆子議員）

はい、是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

介護保険料が2.2%引下げになったということで、それとあと、低所得の方の引下げですね。率の引下げということが行われております。それが、先ほども説明があったんで

すけれども、低所得者保険料軽減ということで、これが3,070万円ということであり
ますが、何名の方にどれだけ効果があったのかということをお聞きしたいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

低所得者軽減の対象となった方が2,224名でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2,224名といいますと、全体の加入者のうちの占める割合は何%ぐらいの方に、こ
ういう低所得者軽減が行き渡ったのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

全体に占める割合が46.9%になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

約半分近くの方に低所得者軽減ということが適用されたということで、かなり低所得者
しかこれは適用されないはずなんですけれども、どの程度の収入状況の方々でしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料段階で1から3段階の方が対象になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1から3段階というと非課税世帯、もちろん非課税世帯で、ご本人さんの収入がどのぐらい以下でしたか。すみません。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

一番上の3段階の方で、世帯が非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方になります。

委員（是枝綾子議員）

120万を超える方ですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。ただ非課税の方です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

年金の収入が120万円を超えているということで、月10万円ぐらいでありますけれども、以上の方ということで、決して楽な生活ではないけれども、その範囲にいらっしゃる方が46.9%もいる。半分はこういった低所得の方であるということで、こういった方々の保険料引下げは当然のことではありますが、減免も対象になっていらっしゃる方も、減免というか忠岡町独自の減免制度もその中で忠岡町は実施しておられますけれども、どのぐらいの方がさらにそこから減免をさせていただいているかというので、何名の方が減免をさせていただいているのでしょうか。このコロナ減免は後で、コロナ減免もちょっと別個にお聞きしますけれども、本来の制度で収入がそもそも少ない、預貯金もないという方々で、さらにそこから減免をさせていただいてる方というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

令和3年度で5名の方に実施しております。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと詳しく聞きましたけれども、やはり低所得の方々、高齢になるとどうしても年金のみということで、それも少ない年金の方が多いということで、46.9%の方が低所得者保険料軽減ということになっていると。今、忠岡町独自で、そこからさらに5名の方に独自の減免をしていただいているということでありますが、約半分の方が低所得の方なので減免をしているということで、それでもやはり2,000円とか3,000円とか、ほとんど収入がない中で払うのがなかなか大変という方に、忠岡町、5名の方にさせていただいてますけれども、もう少し対象を広げて、2,224名のうちもう少し広げて安くしていただくというお考えはないでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

この減免で減額された保険料ですね、補填がどうなってるかといいますと、ほかの方の保険料で補填されている形になってしまいます。ですので、全体の均衡を図る意味でもこれ以上の減免の範囲を広げるというのはなかなか、ほかの方への負担がいつてしまう関係上、考えておりませんので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町は減免の制度を独自で持っていらっしゃる。で、全ての市町村で持っているわけではないというところで、頑張ってもらっているほうなのかなとは思いますが、他市に比べてその減免の収入要件というものは、他市並み、ほかの市並みでしょうか。それともちょっと遅れているという状況でしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

近隣市程度の把握しかしておりませんが、ほぼほぼ同様の内容でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。対象になるけれども、知らなくて減免を申請されていないという方もいらっしゃるかもしれませんので、その辺りはやはり周知していただいて、そういう制度がありますということで、高い介護保険料を少しでもね。ちょっと安くして払える金額にしていきたいと思いますので、その周知徹底についてはどのようにされていらっしゃるでしょうか、減免の。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料のお知らせですけれども、仮算定という形で4月に実施するものと、本算定という形で7月に実施するお通知があるのですが、そのどちらにも減免のご案内は入れておまして、全ての1号被保険者の方にはお知らせをお届けしている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

減免の、高齢者の方ですので見て分かりやすい内容でしていただくということで、ぜひ周知徹底をしていただいて、該当する方には1人でも多く、減免の対象になる方は受けられるようにということでご努力いただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

あと、委員長、すみません。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新型コロナで収入が前年度と比べて30%以上減った方に、介護保険料の軽減というのが国のほうで、財源も国のほうの措置で10割というのがあるということですが、その対象になった方はこの年度は何名いらっしゃったのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

コロナ減免につきましては、令和3年度は4名の減免実施でございました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

年金が30%、前年度に比べて減るということはありません。なかなか対象になる方が少ないですけれども、4名の方がいらっしゃったということで、ご家族の方の収入が減ったりご本人さんの何らかの収入、給与収入なりがあった分が減ったということになるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

対象となるのが、もちろんご本人様の給与収入、事業収入と何かしらの収入が3割減った場合とですね、世帯で見ますので、世帯の生計維持者の方の収入が減った場合につきましても対象となります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

このコロナ減免はいつまでであるというか、続けられるというのは、国のほうから何か、どのように聞いていらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

この令和4年度は少し国からの補填率が変わるかもしれない。ただ、まだはっきりしていないという状況でお聞きしていますが、5年度以降についてはまだ何も情報がないところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コロナ減免、コロナの影響というのはまだまだ続いて、感染者の数が減ってもやっぱり景気、雇用の状況、そういったことが回復するというのはまだまだ先の話みたいなので、ぜひこの制度が引き続き次年度以降もされるように、その辺も一緒に要望をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

続けて。保険料のことをお聞きしたので、今度は給付のほうをちょっと。もう1件、すみません。4ページのところですけれども、こちらの決算委員会の資料の4ページのところで、保険料の収納状況のところで滞納者が多分いらっしゃると思うんです。滞納者の方は何名いらっしゃるって、滞納していると介護サービスを受けるときに2割負担、3割負担というふうなペナルティーがかかるんですけれども、そういったペナルティーがかかっている方というのは何名いらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

滞納者数ですけれども、3年度時点では94名の方がいらっしゃいます。で、ペナルティーとおっしゃられた給付制限ですけれども、3年度中は1人もおられませんでした。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

基本的には年金から引き落としというか引き去りになっているので、強制的に、滞納はないということになるはずなんです、年金額が非常に少ない、後期高齢者と合わせて、もう収入、年金額の半分以上になるとかいろいろね。1万5,000円以下の人は、1か月の年金が1万5,000円以上あったら引くというのもおかしいんですけども、そういった以外で普通徴収ということは、年金がやはりないか少ないという方になろうかと思いますが、そういった方ですね、滞納者というのは。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。特別徴収ですと年金からの天引きになりますので、この滞納者としましては全員普通徴収の方になります。で、おっしゃられたとおり年額18万円以下の年金の方であれば普通徴収としておられますし、またいろいろ担保にされている方ですとか、いろんなご事情によって普通徴収のままで特別徴収になられていない方もおられますので、人それぞれというところの部分でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この年度は94名もいらっしゃるんで、びっくりしましたけれども、滞納をしているだけで、何か使う段階で負担が2割とか3割とかのペナルティーになると保険料そのものが払えないのに、で、利用料1割負担も払い難いのに、それを2割、3割の負担というのは、本当に必要な方が必要な介護を受けられないということになってしまうということで、こうなる前にどうにかできなかったのかというケースがたくさんあるかと思うんです。

私も、このペナルティーかかっている方をちょっと、ご相談が2割負担とか3割負担になるという方からあったんですけども、これ、なかなかね。もう「制度がこうですから」と。それから、あと遡って払うことができないということですね。遡りが2年までですよね、保険料は料ですから。税やったらもうちょっと遡れますけど、そういうことで、そのペナルティーを解除するための手だてもないということなので、そういった本当にこれ、もう高齢者、後期高齢者になったら大概の方が介護保険のお世話になるというところ

で、こういう状況になってしまったら、本当にもう入所しないといけないとなったら、もうとてもやないけど払えませんという、そういう制度になっているという、本当に大変な制度ですので、こういったことに陥らないように、またそういう滞納者をつくっていかないで、やはりそういった方は払い難いから減免制度で支えていくと、何とかしていくという、そういうきめ細やかな努力を町のほうでもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

現状、滞納者への滞納としまして、年に4回、催告書という形で「今、これだけ保険料が残っています」というお知らせをお送りしておりますのと、またご連絡できたり相談に来ていただいたり、たまたまちょっと別の用事で来て、「あっ、滞納者だ」と分かっている方にはご相談という形で、一度保険料の現状のお話をさせていただいてます。

それで、減免の要件に当たる方であれば減免の申請、お勧めしますし、あと、その中身に当たらないという場合であれば分納という形でちょっと、減るわけではないんですが、1回当たりの金額を減らしまして、少しずつ納めていただく対応を取りまして、給付制限がかからないような対応はさせていただいております。

ただ、それをした上でも払っていただけない方というのはやはりおられますので、そこはまだ今後も粘り強く相談やお知らせですね、していきまして、できるだけ実際介護サービスを使わないといけないときに困ることがないようにはしていきたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。きめ細やかな対応ということと、あと救済というところもぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続けていいですか。委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません。あと、給付のほうなんですけれども、給付のほうで、もうあまり時間を取

るのもあれなんで、すみません。給付というよりも要介護認定が忠岡町は厳しいという、そういう苦情を私もよく聞くんですが、これ、全国的に厳しくなっているというところだと思っんです。厳しいと言われるところの、その段階の方がですね、要介護1の方が要支援の1と2に次のときには大体落とされてしまうという、それが厳しいというふうに、何人かの方に聞いたらその辺りだということで、要介護度がそういうふうになるのは、国のほうがそうしろということになっているということは分かりました。

忠岡町は、要介護1に認定された方が、その次の1年後なり何年か後の要介護認定のときに要支援の2とか1に落とされる割合というのが、忠岡町は高いんではないかなと思っんですけれども、実際、要介護1から要支援の1と2に次のときに変わったと、なつたと、落とされちゃつたという方は、実際どのぐらいいらつしゃるんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

3年度中に更新申請のあつた方で、要介護1から要支援になつた方ですけれども、要支援1になられたのが2名、要支援2になられたのが2名の4名でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、要介護1のままに、そのままとか、それ以上になつたという方はどのぐらいいらつしゃるんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

88名おられます。要介護1から要介護1、そのままだつた方はそのうち73名いらつしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一頃に比べたらそういうふうには、要支援1とか要支援の2になる方というのはすごく減ったように思うんですけども、もう少し多かったんですけども、一応実態に応じてということではいただいているのかなと思いますので、その点ではちょっと安心しましたが、やはり何人かの方からちょっと、また令和4年度の方だと思いますけれども、認知症なのに、その家族の方が本当に要介護1から要支援の2に落とされてしまったと。ずっと目を離されへんと、どうしようもないのにとということでデイサービスに、今まで2回行けてたのが1回しか行けなくなってしまったということで、大変お困りになっているということなので、そういった実際にお困りの方については区分変更とかで申請するんですけど、なかなかこの区分変更、認めていただくというのが難しいみたいなので、実態に応じたようにぜひ使える制度にさせていただくように、よろしくをお願いします。

ということで、あともう1点。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、あと、入所の件なんですけれども、今こちらの資料の8ページでは施設サービスですね。介護老人福祉施設、特別養護老人ホームのほうには44人ですね。ということと、老健施設のほうに30人ということで、あとは介護医療院の方が2人ということで、76名の方が入所ということなんですけれども、大体、特別養護老人ホームに入所を希望されている方が、なかなか入れないというのがこの間の状況でしたけれども、それは今どう改善されているんでしょうか。待機者というのはなかなかつかみにくくなっておりますけれども。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

特別養護老人ホームへの入居状況調査というのが8月にございまして、その状況ですと、5名の方が今、入所を待たれている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

以前に比べれば待機者は減ってきているという、そういうふうな状態でしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうです。改善という形ではなかなか見込みが難しく、本当に年によって、過去にはゼロになったような年もあれば、こうして5名待たれているときもございますので、そのときの需要によってという形でしか、申し訳ないですが、お答えできないんですが、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

特養ホームに入れる要介護の方が、3以上でないとなかなか入れないというところと、あとサ高住ですね。サービス付き高齢者対応住宅のほうに、もう待てないからそちらに入るという方が増えてきたということで、待機者が減ってきているという傾向もあるんじゃないかなと思いますが、その辺りはそうでしょうかね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。特別養護老人ホームに入られる前にサ高住に入居される方もございますし、ショートステイなどをうまく使われて在宅でおられながら介護のほうを続けられているご家庭もあるとお聞きしております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。希望される方が希望できる施設ね、そういったサービスが受けれるようにということで、なかなか施設整備といっても民間頼みですが、できるだけ忠岡町の確保というか、できるようにということで、よろしくお願いいたします。

あともう1点だけ。そしたらこれで、委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと、一番気になっているのが第9期ですね。あと2年後から制度が、私たちからしたら改悪されて、家族の介護用品の支給が、もう国は出しませんという、それをちょっと新聞で見たことがあります。忠岡町は今現在制度があるので、地域支援事業のほうでされてると思いますけれども、今現在それを受給というか利用されてる方は何名いらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

介護用品の支給事業ですね、利用されてる方、令和3年度末で27名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。家族の方が介護をされているところで、あと重度、要介護3以上ですかね。常時介護が必要とか紙おむつが必要と、いろいろ条件がありますが、27名の方が家族介護の介護用品を受けているけど、これがものすごく、月6,700円ぐらいでしたか、6,000何がしか金額がはっきり、ちょっと端数があるんですけど、やっぱりそれは本当に紙おむつ代が2万ぐらいする上でも、やっぱり6,000円足してもらったら助かるわとかいうことで、大変これは家族が家で在宅介護するには非常に大事な制度なんです。これが、国がもうそのお金を出さないということになった場合に、忠岡町独自でこれを続けていただくということをぜひやっていただきたいんです。27名の方が在宅介護で頑張っている。それがなくなったらやっぱりなかなか経済的な負担もあるしということで、これは継続すべきだと思いますが、忠岡町はどのように今この制度について、継続のことはどのようにお考えでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

国からまだ、必ず9期にこれがなくなるというのは来ておりませんので、まだちょっと様子見の段階ではありますが、ほかの事業との兼ね合いもございますので、今後しっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなか施設入所もしにくい、なかなか空きがないと。あと、サ高住は本当に月に18万円とか20万円とか、ものすごくお金が要るので、とてもお金がないという方が頑張って家族で介護しているというところで、それがやっぱり大事な制度であるということなので、ぜひ、国がどうやってこようが忠岡町は継続していただきたいというふうに思っていますので、ご努力お願いいたします。

取りあえず。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません。教えていただきたい。2点ございます。

まず、この普通徴収と、この滞納ですね。これについて教えていただきたいんです。昨日、国民健康保険のほうで、保険料を払えへんかったらどないなりますかということで、ちょっと教えていただいたんですけども、健康保険のほうは払わなかったら保険というのがなくなってしまうと。次に使うときには2年間分遡って払って初めて使えると。

今、お話を聞きますと、この介護保険のほうは国民健康保険さえ払って、保険証を持っていれば介護保険料、極端に言えば払わなくてもサービスは利用できるということなんですか。今、延滞ずうっとある方でも、サービス利用できるとおっしゃってたと思うんですけども。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料をお支払いいただいてない給付制限、保険料をお支払いいただかない滞納の方については、その滞納期間に応じた給付制限というのがかかるんですけども、本来1割負担でいいところが3割負担をしていただく形になったりですとか、本来1割負担だけ支払っ

ておけばいいものが、一度10割全部払っていただいて、後で9割返すというような形の支払い方法の変更になったりですとか、そういった形で給付に少しペナルティーが出てまいります。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

給付にペナルティーが出る。ということは、使えないということではないということですよ。利用できないということではない。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。費用負担がかなり大きくなるんですが、使えないということはありません。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

国の制度であれなんですけれども、となると、払わん方というのはどんどん増えてくるかと思うんです。それがどっちがいいのか分かりませんが、国民健康保険は払わんかったら保険証がないと。で、介護のほうは保険証が要るんでしょうけれども、保険証さえ持っていれば介護保険料、ずうっと滞納し続けていても3割負担とか何割負担、高くはなってもサービスは使えるということになるんですね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

サービスはご利用いただけるんですけども、結果考えますと、保険料分をきちんとお支払いいただいたほうが費用負担は軽く済みますので、こちらとしてはそれをご説明させていただいて、きちんと納めていただいた上で1割負担で使っていただくというふうにご説

明させていただきます。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

なるほど。これ、限られた方が負担をするといいますか、町民全体がするわけじゃなく保険料を払ってる方が、誰か払わない方の負担をするわけですから、ちょっとね、是枝先生おっしゃっていた減免やいろんな忠岡町独自のというのは、私はちょっとよくないと思ってるんですけども、これに関しても、その払ってない方の分というのは、ある程度は払ってる方々が負担しなきゃいけないという制度になっちゃってるということですよ。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。保険料の使い道というのが、サービスですね、介護のサービスが使われた給付費のうちの1号被保険者、65歳以上の方が23%を持つという形になっていますので、ほかの方の保険料が、滞納して使ってるという方のところには入ってくる形にはなりません。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。考えていかないかん問題やと思います。

もう一つ、すみません、会派で預かりました質問をさせていただきます。

地域支援事業に関連して、71ページの分なんですけれども、要支援1の総合事業へのサービス移行に関して、みなし利用を認めているために予算が厳しくなっているとお聞きしております。総合事業下でのサービス利用に関しまして、介護保険と同様の人数や面積、書類整備など規制が働いておりましたら、引き受けてくれる事業所などがあるわけがないと思われます。地域の事業所やケアマネジャーなどと相談して、参入障壁の抜本的な規制緩和を忠岡町として検討していくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

総合事業のサービスですけれども、国の総合事業の要綱がございまして、そちらのほうに基づいて本町は実施しております。その中でサービスを実施してくださる事業所ですけれども、介護保険法にも載っております要件を満たされた事業所に指定を受けていただいたところに対して、我々はサービスをしていただく委託をできることになっておりますので、いろんな事業所の面積ですとか人員配置とかの要件があるんですけども、そこを忠岡町が緩和できるというものではありませんので、なかなか規制緩和については難しいというところと、あと、やはり利用者様の安全面、利用に対しての安全面と、また適切な運営から考えますと、規制緩和というのは難しいところだと本町としては思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。以上です。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河野隆子議員）

次に、184ページから191ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（後期高齢者医療特別会計 担当課説明）

決算書183ページからの令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明申し上げます。お手元にご配布の資料で説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。令和3年度の後期高齢者医療会計決算規模は、歳入4億6,542万7,000円、歳出では4億6,000万2,000円となり、前年度と比べて歳入は748万1,000円、1.6%の増、歳出は605万9,000円、1.3%の増となっています。決算収支につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は542万5,000円の黒字で、実質収支については翌年度へ繰り越す財源がないため、同額の黒字となっています。

歳入歳出の概要につきましては、資料3ページの決算状況で説明させていただきます。

令和3年度の決算額の欄をご覧ください。歳入の概要については、後期高齢者医療保険料の決算額は、年金からの特別徴収で9,830万2,000円、普通徴収で7,608万5,000円、滞納繰越分で40万円となっています。保険料全体で1億7,478万

7,000円となり、前年度に比べて511万6,000円の増となっています。これは主に、75歳に到達したことにより高齢者医療へ移行された被保険者数の増加に伴うもので、歳入に占める割合は37.6%です。

使用料及び手数料の決算額は2万5,000円で、これは主に督促手数料でございます。

繰入金の決算額は2億8,656万7,000円で、前年度と比べて356万3,000円、1.3%の増となっています。そのうち医療費分は2億1,255万円です。

繰越金の決算額は400万3,000円で、前年度繰越金です。

延滞金は1万3,000円、雑入は3万2,000円で、過年度保険料還付金返還収入です。

以上、歳入合計は4億6,542万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。

総務費の決算額は2億2,554万円で、前年度と比べて319万円、1.4%の増となっています。総務費のうち主なものが広域連合負担金で、医療費の負担金と事務費の負担金の合計が2億2,074万3,000円で、前年度に比べ307万2,000円、1.4%の増となっております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億3,203万6,000円で、前年度に比べ392万6,000円、1.7%の増となっております。これは保険料の納付金です。保険料と基盤安定負担金でございます。

諸支出金の決算額は242万6,000円で、過年度分の保険料払戻金などです。内訳は償還金利子及び割引料、還付金が42万9,000円、一般会計への繰入金返還金が199万7,000円です。

以上、歳出合計は4億6,000万2,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしましては542万5,000円の黒字となりました。これは保険料の収納と広域連合への納付のずれによるものでございます。

そのすぐ下の欄をご覧くださいまして、被保険者数は、令和3年度末現在2,516人で、前年度に比べ37人の増となっています。もう一つ下の保険料収納率につきましては現年分で99.72%、滞納繰越分で42.47%となっています。

4ページは歳入歳出決算額の構成比でございます。後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者の保険料の料率とか、均等割というんですかね、の金額について、この年度

はお幾らであったでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

令和4年度でございますか。

委員（是枝綾子議員）

3年度で。

保険課（泉 亜希課長）

ごめんなさい。お待たせしてすみません。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

均等割保険料ですね。5万4, 111円でございます。

委員（是枝綾子議員）

5万。

保険課（泉 亜希課長）

令和3年度の均等割の保険料は5万4, 111円でございます。

委員（是枝綾子議員）

あと、すみません、委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

料率ですね。所得割が幾らだったかということと、2年度と3年度は変わらない保険料でしたね。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

2年度と3年度の料率は同じでございます。2年度と3年度の料率は、所得割につきましては10.52%でございました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

介護保険の保険料が高いので、その陰に隠れてなかなか後期高齢者の保険料が目立たな

いんですけれども、これも国保料に匹敵するぐらい非常に高い保険料であると思うんですが、国保から移られた方はさほど安く、後期高齢者だったら安くなるのかなというところと全然安くないというふうに、ちょっとお声を聞くんです。

ある方をちょっと見せていただいたら、年金が200万円あるかないか、切るぐらいの方で、ご夫婦で奥様は自分のちょっとだけの、9万円ぐらいの厚生年金とか、そんな方があるという方で、それぞれ別々に払っていらっしゃるということで、それでも年間十数万円払っていらっしゃったので、それは所得割10.52%ですからね、所得の10.52%かかって、軽減が2割軽減でもかかればいいんですけど、かからなかったらめちゃめちゃ高い。そこにお1人5万4,111円がかかるということですから、十数万円ということになるということで、1か月1万5,000円ぐらい、高齢者の方ですけど、やっぱり払っていらっしゃると。ごくごく普通の方ですけど、やはり国保は高いなあというところで、後期高齢者になったらちょっと安くなるかなと思ったら、全然安くない、変われへんということをおっしゃるんですけれども、そういう、大体料率から見れば制度的には変わらないと、あまり国保料と変わらないというものでしょうか。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。上限の限度額につきましては、後期高齢者につきましては現在は66万円という形で、国民健康保険料よりかは低い設定とはなっておりますけれども、こちらの分、今後の加入者数の増などを見込みましたら、やはりこれぐらいの料率ということで、大阪府の広域連合のほうを検討してる結果というふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国民健康保険の方は、65歳までの方でしたら介護保険料も込みの国民健康保険料ということになってるけど、この後期高齢者の方は、これは医療の分だけであって、そこに先ほどの会計の介護保険料、基準額6,500円というのが乗っかってくるので、1万5,000円と6,000円で2万を超えるという大変ね、合わせたらやっぱり国保とほとんど変わらない。あるいは国保料よりも高いかもしれないというような、介護保険料があまりにも高いので。やっぱり限度額が66万円ということで、介護保険のほうは全部ね、後期高齢者支援金分とか医療分とか、あとは介護分とかで3つ合わせて90何万ですけども、それは介護分がないから66万円にしてもらわないとね、それは大変ですわという感じですけど、やはり高齢者にとっては、年金で生活してるのに本当に大変な、耐え難い医

療のほうも、後期高齢者医療も高いという、そういうお声もあるんです。介護保険料と後期高齢者保険の両方を払ってるというふうに、1個だけ払ってるんやったらいいですけど、両方払ってるのでやっぱりかなり高いということで、やはり後期高齢者医療も保険料の引下げということはこの時代から求められていると思います。

国のほうに向けて要望するのと同時に、大阪府が広域連合で、府が保険料を設定してくるということで、これは忠岡町、何もできないというところもありますが、忠岡町は保険料を賦課して徴収するということですので、そこはやっぱり大阪府に向けて後期高齢者の医療費を引き下げる、決めてくるのは府議会ですので、大阪府ですので、やはりそこに向けて要望もしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

その件につきましては、大阪府ですとか、あと後期高齢者医療の広域連合のほうには意見としてお伝えさせていただきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

あと1点。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

滞納者は少ないですけれども、やはりいらっしゃるんですが、何名の方が滞納されていらっしゃって、保険証は、後期高齢者の方には滞納していても保険証はお渡ししないといけないという通達が厚生労働省のほうから随分昔にあったかと思いますが、忠岡町は郵送しているということが去年ちょっと分かりまして、そういう方に郵送なので、いや、郵送じゃなく取りに来てもらうですね。お知らせをして取りに来てもらうということなんですけど、なかなかそれができない方というのは、渡さないといけないのに渡していないということになるんじゃないでしょうかということ。そうなりませんか。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。おっしゃるように後期高齢者医療というのは本当に高齢者の方向けに對しての医療でございますので、今現在、滞納者というのは14名、年度末ですけれども、14名いらっしゃるんですけれども、やはり資格証明書の発行はゼロではあるんですけれど

も、やはりそういう配慮というのは、今のところどうしてもという方が短期証の方ではいらっしゃらなかつたりとかするんですが、本当にそういう状況になった場合には、対応についてはこちらとして、どういうふうにさせていただくかというのは考えないといけないというふうには考えております。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

必要がない方であればいいんですけど、必要のある方が我慢して、ちょっと、これは岸和田の方やったんですけど、我慢して実費で10割払って行っていたという人がいて、そういう方もあるんで、その制度のことをよく分からないとか、いろいろな事情で相談ができてないという方もいらっしゃるみたいなので、きめ細かく、やはり14名の方にアプローチして、きちっといつでも医療にかかれるように、こういう時期ですので医療にかかれるようにということと、少しでも払っていただくと。払えなかったらまた減免制度もありますということで、そういうちょっとアプローチもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

おっしゃるように私たちもできる限りの配慮というのはさせていただいて対応してまいりたいというふうに考えております。あと減免のほうにつきましても、周知というのは広域連合のほうからのお知らせのときの同封ですとか、あとホームページとかはしておるんですけども、やはりその分につきましては引き続き継続して周知を徹底するということには努めてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。議長。

議長（和田善臣議員）

後期高齢者、先ほど是枝議員おっしゃったように必ずしも後期高齢者になったら楽になるんかと。楽になりません。ほんまに変わりませんよね。で、私の場合でいうと家内も別途、国保と、それから介護保険、私は後期高齢と介護保険かけてますが、かなりの額になります。これが、まだこれ令和3年の分ですよ。これからこの4月から、令和4年の4月から、例の団塊の世代が後期高齢者になってきますよね。そういった中で令和4年、あ

るいは令和5年、令和6年、こういった中にこの団塊の世代がどっと入ってきます。となれば当然、その会計は当然今までと変わらないでしょうけれども、基準がね。けれども、医療費がかなりかかってくる。やはり75も超えてくると、病院へ行っていない人というのはあまりおられないんですよ。そういった中で、例えばこれは町に求めるのは無理なんです、国とかの方針とか指針かね。何かそのようなもの、これから先、示されていますか。それとできたら令和4年、あるいは5年、6年の新規加入者ですね。団塊の世代が入ってくる。これの人数、それぞれ分かったらお教えいただきたいんですが。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

国ですとか広域連合の方針につきましては、この保険料率につきましては2年に1回という更新にはなるんですけれども、どれぐらい医療費がかかりそうかというのは、まだ令和5年度分の予算編成についてのいろんな資料、これから出てくる場所ですので、申し訳ございません。今のところ手元に資料はございません。

で、人数の推移ということで、令和4年、5年、6年というのはあるんですけれども、大体そうですね、ちょっと何とも申し上げることは難しいんですけれども、増える見込みというふうには、広域連合のほうにもなっておりますが、その点についてもまた近々ですね。私たちに対しての説明会などがございますので、そのときには確認は、私たちも予算編成に向けてまた確認をさせていただく予定としております。今のところお伝えできる数字などはございません。申し訳ございません。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

この令和3年度までは団塊の世代、かんでないんですが、例えば令和4年に入る方と、また同じ団塊の世代でも令和6年に入ってくる方と、数がかなり違います。1.5倍ほど増えます、令和6年になるとね。そういった面で国の指針、当然もう示されるべきやと思うんですけれどね。でないと、各団体、地方公共団体にとって予算の組みようがないですよ。その辺ちょっと前もって指針を出していただかないと。その辺のところを私、今ここで求めるのはちょっと酷やと思うんですけれども、そういった面でちょっと日頃から取り組んでいただきたいと、かように思いますので。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

ありがとうございます。今後の動向につきましては、国ですとか府もしくは広域連合の動きも私たちとしましては注視いたしまして対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長（河野隆子議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、広域連合の納付金についてお伺いいたします。もちろん広域と大阪府議会のほうで精査はしてるんですけども、忠岡町といたしましてはこの納付金の精査、どのような機会、誰が担当してされておりますでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

誰がというのは。

委員（松井匡仁議員）

課長がこの納付金の、広域の納付金の金額の精査をね、中身を見て、それでどのような機会、発言する場所があつてとか。もう言われるがまま納付するだけですか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

この金額につきましては、広域連合の示す額になっております。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分かっています。それで、大阪府議会のほうで承認を得て出てくるんやと思いますけれ

ども、その出てきた金額の中身、私らはこれ、決算書の中では2億3,203万円、それ以外のことは全く書かれてないんですけれども、その内訳といいますか、中身は多分、課長のほうでは内訳、出てきていると思うんですが、その精査は忠岡町の中では誰がして、またその意見を申し述べる場というのはどういう機会があるかというのを聞いてるんです。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちらの金額につきましては広域連合から示される額ということで、広域連合が大阪府の市町村、全部の数字を出しまして、その分で、忠岡町はこれだけですよという分を予算計上させていただいているという形にはなっております。

委員（松井匡仁議員）

なるほど。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ということは、出てきた数字をもうそのまま納付してると。分かりました。ありがとうございます。そういう精査をして意見を述べたりする機会というのはないのでしょうか。もう広域に行ってしまうば。

委員（是枝綾子議員）

広域連合の議会、議長行ったことありますよね。そこで言えますね。

議長（和田善臣議員）

行ったけど、何も言えへん。

委員（松井匡仁議員）

いえいえ、議会というより、忠岡町としてはその議会に参加しないですよ。するんですか。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

広域連合の議会につきましては、各市町村の議会の先生方の中から選ばれた各地区の議員の先生が、広域連合の議会の議員さんとなっております。

委員（松井匡仁議員）

そうですね。だからこの高齢介護課というんですかね。ここからは出ることはないですね。

保険課（泉 亜希課長）

そうです。議会という意味では保険課の職員がというものはないんですが、広域連合の中にも部会がございまして、制度の進め方ですとか、あと財政面の分につきましても私たち、エリアごとに代表者が行ってまして、部会がありまして、その中で代表が意見を述べるという機会は設けられています。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

これ、首長会議も、町長、ないんでしょうか。私もすみません、存じ上げないんですけども。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

意見の照会などは来てます。

委員（松井匡仁議員）

そうですか。それなら、そこで意見は述べることができる。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そのほか、部長の組織される会議というのはございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。すみません。ありがとうございました。

委員長（河野隆子議員）

松井委員、よろしいですか。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます。

他に、ご質疑。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今の松井委員の質問に関連してですけれども、広域連合の議会に忠岡町は毎回はお出れないと思うんですけど、議会の代表は。何年かに一度ぐらいは回ってくるんじゃないかと思

うんですけど、その辺りは、いつ頃出はったとか、もうすぐ近々いつ頃というのは、そういうのは分からないでしょうか。議長、議長が大概行ってはります。

議長（和田善臣議員）

その辺、記憶ないんです。行かしてもろたという。

委員長（河野隆子議員）

回ってきてないかな。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

会派のところに1枚ね、「広域連合の議会があります」とか何かお知らせみたいなのは、何かありましたとか、会議録、見れますとかいろいろ、ちょっと時々、たまに年に2回ぐらいしかそういうのは持っていらっしやらないと思いますけれども、あるはずなので、そこで保険料のことについては意見は言えるんですけど、各、全部が出てないですね。各市町村から1名ずつ出れるということになっていないので、こういう状態になるんだと思います。ということですね。すみません。

ということで、ちょっと。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

すみません、時間を短縮するために。

あと1点、すみません。今後の国の動向っておっしゃっておられたので、窓口の負担ですね。一部負担金が原則1割ですけど、それが2割になるという報道は1か月ぐらい前に皆さん、新聞等で見はったと思うんですけど、そういうことが対応として考えられているということだと思いますが、今現在、1割負担の方向名、2割負担の方向名、3割負担の方向名という数字は出ますでしょうか。ちょっとそこをお教えてください。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

9月の下旬に、10月から2割負担になる方を含め、令和4年度ですね。再発送させていただいた保険証の件数になりますが、2割となった方は364人いらっしゃいました。で、それ以外の方が全体で2,547人になりまして、3割負担の方が126人、1割の

方が2, 057人となっております。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1割負担の方が2割のほうに行くということは、2年ほど前にそれが決められたかと思うんですけども、1割の方も原則そこが2割にということのをこの高齢ね、国のほうでは考えていると。そういう解決の仕方をしようとしているということで、これはちょっと、もう耐え難い負担や言うたのに、窓口でも、今のお薬ようけ飲まなあかんような、そういう高齢者の方が窓口で2倍払うというのは本当に大変だと思いますので、これはやっぱり国のほうの負担率を上げていただくしか、加入者、高齢者からそれを徴収するという方向ではなく、解決の方向はそちらのほうだと思います。国のほうにもそういった点でも、保険料だけでなく、この負担割合のことについても今の現行制度を維持して、国のほうで負担してくれということをやっぱり要望もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

負担割合を本町で決めることというのはできないんですけども、そのような声があるということにつきましては、機会を見てまた届けてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。1割負担、2, 057人、ほとんどの方ね、この方々が2倍の負担にならないようにということで、ぜひ忠岡町民のために、高齢者のためにどうぞよろしく願いします。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で各特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（河野隆子議員）

続きまして、事業決算に移ります。令和3年度忠岡町下水道事業決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（下水道事業決算 担当課説明）

認定第2号、令和3年度忠岡町下水道事業決算についてご説明いたします。

説明につきましては、別にご配布しております認定第2号、下水道課資料「令和3年度下水道事業決算説明資料」によりご説明させていただきます。

資料の1ページ、お願いいたします。予算決算比較表でございます。表中の金額は消費税及び地方消費税を含んだ額となっており、表の右から3列目が令和3年度の決算額、一番右端の列が予算との増減額となっております。主なものを中心にご説明させていただきます。

まずは、収益的収支でございます。下水道事業収益をご覧ください。下水道事業収益で決算額8億4,324万9,424円、予算と比較して677万5,424円の増となっております。

項目別で見ますと、営業収益で決算額6億7,828万1,348円、予算と比較して385万1,348円の増となっております。要因は、下水道使用料の増によるものでございます。

次に営業外収益で、決算額1億5,951万1,932円、予算と比較して82万7,932円の増となっております。主な要因は、長期毎月戻入の増などによるものでございます。

次に特別利益で、決算額545万6,144円、予算と比較して209万6,144円の増となっております。主な要因は、過年度損益修正益の流域下水道維持管理負担金精算金の増などによるものでございます。

続きまして、下水道事業費用をご覧ください。下水道事業費用、決算額7億5,678万2,186円、予算と比較して3,478万1,814円の減となっております。項目別で見ますと、営業費用で決算額6億4,998万6,201円、予算と比較して2,135万4,799円の減となっております。主な要因は管渠費、ポンプ場費、総係費の維持管理に要する経費、特に修繕工事やしゅんせつなどの委託業務の経費を抑制したことによりまして約1,300万円の減、また流域下水道維持管理負担金が約660万円の減となったことによるものでございます。

次に営業外費用で、決算額1億679万5,985円、予算と比較して1,242万6,015円の減となっております。主な要因は、企業債の支払利息と消費税及び地方消費税の納税額の減によるものでございます。

次に特別損失とその次の予備費、こちらにつきましては予算執行しておりませんので、決算額はゼロ円となっております。

以上より収益的収支の当年度純損益は、税込みで8,646万7,238円、税抜きで8,046万9,714円の純利益となっております。

次に資料の2ページ、お願いいたします。資本的収支でございます。

資本的収入をご覧ください。資本的収入、決算額3億9,665万2,890円、繰越額800万円、予算と比較して1,110万7,110円の減となっております。項目別で見ますと、企業債で決算額2億3,200万円、繰越額400万円、予算と比較して1,170万円の減となっております。主な要因は、建設工事の落札差金による減、これに伴う企業債発行額の減によるものでございます。

次に補助金で、決算額4,300万円、繰越額400万円、予算と比較して増減なしとなっております。

次に出資金で、決算額1億2,100万円、予算と比較して増減なしとなっております。

次に工事負担金で、決算額65万2,890円、予算と比較して59万2,890円の増となっております。要因は、宅地開発に伴い受益者負担金の賦課区域が増えたことによるものでございます。

続きまして、資本的支出をご覧ください。資本的支出決算額7億7,505万1,663円、繰越額800万円、予算と比較して984万337円の減となっております。項目別で見ますと、建設改良費で決算額1億2,266万2,620円、繰越額800万円、予算と比較して983万9,380円の減となっております。主な要因は、建設工事の落札差金による減でございます。また、ポンプ場整備費におきまして800万円の繰越しを行っております。

次に企業債で、決算額6億5,238万9,043円、予算と比較して957円の減となっております。

以上より資本的収支差引額は3億7,839万8,773円の収支不足となっております。

次に2、補填財源明細書をご覧ください。この明細書は資本的収支不足額を補填することができる企業内に留保された資金を整理した表となっております。補填財源使用可能額を区分別で見ますと、利益剰余金の補填可能額が7,224万9,385円、損益勘定留保資金で3億8,015万3,826円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で605万2,657円となっております。補填財源使用可能額は4億5,845万5,868円となっております。

次に、資料の3ページ、お願いいたします。決算の収支状況のイメージ図になっております。棒グラフの左側2つが収益的収支、右側の2つが資本的収支となっております。資

本的収支の収入不足額につきましては表の下側に記載のとおり、当年度分損益勘定留保資金で3億4,050万3,000円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で605万3,000円、過年度分損益勘定留保資金で3,184万3,000円を補填財源と使用して補填しております。また、資金残額780万7,000円につきましては翌年度以降の補填財源という形になります。

また、さきの議会で議決していただきました未処分利益剰余金を減債積立金に処分しました7,224万9,000円、これにつきましても企業債の償還だけと使途のほうは限られておりますが、翌年度以降の補填財源となっております。

次に資料の4ページ、お願いいたします。雨水汚水内訳書でございます。収益的収支を雨水と汚水、それぞれ費用案分したものでございます。表の一番下にあります当年度純損益は、雨水分では収支ゼロ、汚水分では8,046万9,714円の純利益となっております。

次に資料の5ページ、お願いいたします。損益計算書でございます。棒グラフの左側2つが令和2年度、右側2つが令和3年度となっております。令和2年度と令和3年度を比較しますと総額で約9,000万円、令和3年度のグラフが小さくなっております。これは、令和2年度が企業会計移行初年度となりましたので、初年度にのみ発生する特別損失の費用が大きかったことが要因でございます。

下の表で項目別に見ますと、営業収益と営業外収益を足しました収益の合計は、令和3年度で8億791万5,000円、営業費用と営業外費用を足した費用の合計は7億3,246万8,000円で、収益から費用を引いた経常利益は7,544万7,000円、前年度と比較して6,867万円の増となっております。また、収益を費用で割って算出されます経常収支比率は110.3%、前年度と比較して9.5ポイント増加しております。

次に資料の6ページ、お願いいたします。貸借対照表でございます。棒グラフの左側2つが令和2年度、右側2つが令和3年度となっております。令和2年度と令和3年度を比較しますと約4億円、令和3年度のグラフが小さくなっております。下の表で項目別で見ますと、資産の部につきましては資産の減価償却などにより前年度から3億9,910万2,000円減少しております。次に負債の部につきましては、企業債の償還と繰延収益の減少などにより、前年度から6億112万4,000円減少し、資本の部につきましては一般会計からの出資金や利益などによりまして、前年度から2億202万2,000円増加しております。

次に、資料の7ページ、お願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローは3億6,381万7,504円のプラス、投資活動によるキャッシュフローは7,301万2,206円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローは2億9,938万9,043円のマイナスとなっております。一事業年度にお

ける資金の増減額は858万3,745円の減少となっております。

以上より、令和3年度の資金期末残高は7,595万8,693円となっております。また下に、キャッシュフロー計算書の代表的な見方によりますと、業務活動がプラス、投資活動がマイナス、財務活動がマイナスとなっておりますので、比較的良好な経営状況にあると判断されます。また、決算書のほうには企業債明細書や事業報告書なども記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

委員長（河野隆子議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、非常によう見らんというか、分かりにくいというか、まず今年度の純利益8,600万円、これは最終的には、この資金の残高になったわけでもなく減債積立という欄があるわけでもなく、何に当たっているんですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

すみません、まず資料の1ページの一番下にあります税抜きの利益8,046万9,714円、これが決算で言う利益にまずなります。それで、次のページの資料2ページの下側の表の、ちょっと見にくいんですけども、利益剰余金って一番左の上段にあると思います。これの次、右を見ていただきますと当年度純利益8,046万9,714円。その下の繰越利益剰余金でマイナス、これ、前年度のマイナス分822万329円がありまして、これを引いた額、これが7,224万9,385円で、令和3年度の利益としまして先日議会で、減債積立金に積み立てさせていただきました。

一方、キャッシュの面だと思わうんですけども、資料の7ページの載せさせていただいていますキャッシュフローの資金期末残高7,595万8,693円というものは、3月31日時点での現金という形になります。例えば4月に入ってから支払うべきものとか未払い、未収というものも決算では盛り込まれますので、そういうのを全部踏まえて計算したのが利益になります。この一方で、キャッシュフロー計算書というのは、その3月31

日時点で企業にある現金が何ぼなのかということを表しております、これがマイナスになりますと幾ら利益が出てても資金ショートを起こしているという形になりますので、その確認の表がこのキャッシュフロー計算書というふうになっております。

委員（松井匡仁議員）

それなら、その減債積立金にこの間の議会で回ったこの7,000幾らというのが、直接この7,500万円の残高に当たるわけですか。違いますよね。その減債積立金というのはどこに載ってるんですか。積み立てた積立金。それで減債積立金の総額というのは今は幾らあって、その減債で返してしまったということですか、7,000万円の利益を。何かの分をもう返してゼロになったということですか、この8,000万円の利益は。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

いいですか。安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

減債積立金にまず積み立てたという位置づけをただけですので、企業団にはまだ流出していませんので、全部残っています。それで、すみません、これはまだ議決前のもので整理していますので、ここにはあらわれていないんですけども、まず利益という形で、未処分利益剰余金という形で表現をさせていただいております。今後また資金不足が起きたときに補填していく、取り崩して企業債の償還を行っていく準備をした段階ですので、また何か減ってるとかいうことではございません。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

今のこの決算の時点では、じゃあ企業債の残高がその8,000万円、積み立てたことによって減っているわけではないということですか。分かりました。すみません。

委員（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

これは前回の議会で言うてもよかったんやろうけど、これ、8,000万円ね。利益出たわけですね。で、そういう企業債の返還というのものもあるけれども、やっぱりまだまだ忠岡町でも手を入れらなあかんところもあったかと思う。だけど、やっぱりこの8,000万円の利益を企業債の返済に回さなあかんかった理由というのは何かあったんかな。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今、企業債の償還というものが現在、経営を非常に圧迫している状況でございます。今後3年から5年ほどちょっと企業債の償還のほうが大きくなるという見通しが立っていますものですから、まずは企業債の償還にちょっと計上していくためには全力で注いでいきたいと。その後、老朽管等々の問題もありますので、そういったところに次は対策のほうを行っていききたいというふうに考えております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

言うてることも大事やと思います。ただ、ある程度ね、老朽管率も見て、いろんなことを見て、古くなっているところ、替えらなあかんところ、修理せなあかんところというのは精査した上で企業債の返済というのもできるかと思うんで、これ見たらかなり大きな利益が上がって、商売人としては達者やなと思うけれども、その辺も考えてやっていただきたいと思います。

それと、ごめんなさい。ちょっと一つ、会派で預かってきた質問をさせてください。続けてよろしいですか。

委員長（河野隆子議員）

はい、松井委員。

委員（松井匡仁議員）

これちょっと、上下水道の老朽化率と今後の改修計画について、それぞれどのようにしていくかと書いているんですが、上は分からんと思うので、下のほうだけ、すみませんが、お答えください。また上のほうは、また聞いて、ちょっと会派のほうに持ってきてあげていただければ助かります。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

下水道課の分についてご説明させていただきます。まず、下水道課では下水道施設全体、これは管路、ポンプ場を踏まえた管理計画としましてストックマネジメント計画を策

定しております。現在の計画ですけれども、主にポンプ場の改築をメインに考えておりまして、改築計画を定めて工事のほう、それは実施しておりますが、管路のほうにつきましては一般的に言われます標準耐用年数の50年、これを経過した管が忠岡町の施設全体の約8%弱と、現在では少ない状況となっておりますので、経営状況等を鑑みて現時点では事後対応という形でさせていただいております。

また今後、まずは点検調査というものを行っていきまして、調査の結果、対策が必要なものにつきましては、ポンプ場同様、改築計画に定めて老朽化対策のほうを行っていきたいと考えております。現時点ではまだ対策のほうは特段これといったことは実施しておりません。

以上です。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ごめんなさい。ちょっとまた私のほうに戻ります。今、お話を聞きまして、これは下水、雨水のほうもあるかと思う。雨水路、危険なところもあって、蓋のないところ、蓋してほしいところ、いろんなどころもあると思うんですが、その辺もまた見回っていただいて改修の計画の中へ入れていただいたらええと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（河野隆子議員）

答弁、よろしいですか。

委員（松井匡仁議員）

結構です。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、2点ありまして。

下水道の使用料に関連して、受益者負担金というんですかね、新築のお家が増えているというところで増えている部分と、あとコロナの対策費のほうでも下水道の、あれはすみません、令和3年度にありましたか。下水道の接続したところに補助金というところで、あれは何件予定していて、何件あって、そしてそれが接続率にどの程度貢献というかアッ

プになったのかというその辺り、令和3年度の末の分で、これ3年度の決算ですので、ちょっとその辺をお教えいただきたいんですけども。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金事業ということで、下水道からは水洗化工事補助金ということで1件10万円の補助金制度をさせていただいておりました。予定ですけども、20件を目標としておりましたけども、申請は結果、18件という形になっております。

また、水洗化率の目標ですけども、当初は90.9%を目標値としておりましたが、支援制度によるものと、先ほど言っていたいただきました新築等々もあったんですけども、結果、令和3年度の水洗化率は91.9%となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。新型コロナの交付金を活用したこれというのは、18件の申請があったということで、例年これだけ、水洗に接続するお家というのは18件もあるんでしょうか、年に。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

制度設計した段階では、過去3年の平均ですと10件ほどですので、約倍にはなったかと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。少し、10万円、10万円ですね。普通は2万円でしたか。本来、忠岡

町、条例では2万円というところを8万円上乗せしたということですか。いや、プラス10。12万円ということですね。分かりました。それがちょっと、接続しようかというきっかけになったというのはあるというふうに見ていらっしゃるんですね。分かりました。

新築のところが何件ぐらい接続されたんですか、そしたら、すみません。受益者負担金の件数を聞いたらいいですかね。接続世帯が1%増えるということは、何世帯が接続したら1%増えるのかというのをちょっと見たかったので、それでちょっとお聞きしたんですが、1%分というのは何件、何世帯に相当しますかというふうにちょっとお聞きしましょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

約70世帯です。

委員（是枝綾子議員）

70世帯。そうですか。委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、新築のお家が50件ぐらいと、あと水洗に接続されたところが20件ぐらいで、大体このペースでいくと何年か、もう10年ぐらいで100%になるんじゃないかというところは、ちょっとなかなかそうはいかないですかね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

水洗化に改造していただく、くみ取りから浄化槽なので、改造していただくのは大変資金のほう、かかりますので、これはちょっと住民さんのご意向という形になると思います。また、ちょっと最近、建て替え等々が増えておりますので、下水道整備区域で建て替えが行われた場合はもう必ず、今の家がかみ取りであっても、次に建て替えた場合は必ず下水道に接続という形になりますので、その辺りはもうちょっと伸びていくのかなというふうに期待はしております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。せっかく大きなお金をかけて下水道を敷設していくので、接続していただくというのが本来なので、分かりました。

それで、令和4年度も新型コロナの交付金で20件でしたかね、目標でされてるんですが、今現在でどこまで申請が上がってるでしょうか。そのコロナ交付金の。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

現時点で4件でございます。

委員（是枝綾子議員）

目標は何件ですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

目標は20件です。

委員（是枝綾子議員）

20件ですか。はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは年度内にしないといけないので、1月、2月までにはもう工事をしてもらわないといけないということもありますので、せっかく20件、進めていこうということなので、周知もしていただいて活用して、ぜひ快適な水洗化をしていただくということでご努力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

いいですか。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、続けてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あともう一つ、すみません。雨水ポンプ場のほうの工事をこの年度されたと思うんです

けれども、そうですね。それが一番大きな工事というんですかね。主要な施策がちょっとよく分からないので、下水道会計のほうでされた工事の成果というところは、どういったものなんでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

すみません。製本している決算書の42ページをご覧ください。こちらの2番、工事ということで、令和3年度に実施した工事一覧表のほうを載せております。工事のほうは全部で、管路工事、舗装復旧を踏まえまして5件、それとポンプ場の工事としては1件実施しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。金額的にも一番大きいのが雨水ポンプ場ということで、電気設備一式されてということで、まだこれ途中いろいろね、いろんな全体の計画の中の途中かと思えますけれども、電気設備はこれで、今年度で終了したということですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

ポンプ場にありますが電気設備の一部につきまして、今年度の2か年の工事で実施しております。また引き続き、電気設備としましては運転操作盤等ございますので、引き続きその工事のほうは実施していきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

電気工事については、電気設備はもう1年残っているということで、これでほぼ完了するということになるんでしょうか。ではないんですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

すみません。それではないです。今年度はあくまで雨水ポンプの約半分。全部で5基あるんですけども、そのうちのナンバー3、4、5に関連する雨水ポンプだけに関連する電気の盤を実施しましたので、まだ1、2とか、その他施設ございますので、全て電気設備になりますので、これで終わりというわけではございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。またまだこれからもずっと続くということで、大事な、雨が降ったときに冠水しないようにということで、これは大事な施設ですので、また引き続きよろしくお願いします。

分かりました。ありがとうございます。

委員長（河野隆子議員）

議長、すみません、ちょっとその前に。

会議の時間ですが、12時を回りますけど、この下水道事業の会計のほうをやってしまいたいと思いますので、よろしいでしょうか。

では、議長、どうぞ。

議長（和田善臣議員）

まことに基本的な質問で申し訳ない。まず、この1ページ目ですね、資料の。このところで営業外収益というのがありますよね。その中のほとんどが長期前受金、戻入というか戻入れ金があります。これがちょっと分かるようで、はっきりとどういうものか分からないので、説明してほしいのと。

それと、もう1個は貸倒引当金。これは何をもって、金額は知れてるんですが、何をもって確定するのか。どういう形で確定するのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

まず、長期前受金戻入というものですけども、これは1つの施設を国庫事業で行ったときに、国費が約2分の1交付されます。それで事業費が、うちでいうと企業債で2分の1、町で支払っているお金2分の1、国庫補助金で2分の1補助されているというものがあります。

これが例えば50年使用するとなれば、1年割にしていって減価償却費になります。減価償却費になるんですけれども、2分の1は国庫補助金で、まず補助をもらっているということで、これは減価償却は費用としていますが、その逆になりますので、収益という形で長期前受金戻入という形で、その分を引いていっているという形でございます。

議長（和田善臣議員）

すみません。

委員長（河野隆子議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

国庫補助金の2分の1というのは、いわゆる減価償却の、まあ言うたら純粋な対象とはならんということ。ちょっと言い方は悪いけど。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

結果的に引きますので、対象にならないみたいな感じになります。

議長（和田善臣議員）

分かりました。

下水道課（安藤俊紀課長）

もう1点すみません。貸倒引当金でございますけども、こちらは決算書の本編のほう、14ページのほうをご覧くださいませでしょうか。こちら注記になっておりまして、上から2つ目、2番、引当金の計上方法、その後の（4）貸倒引当金となっております。将来、不納欠損の損失に備えるため貸倒実績率、過去の実績に伴いまして不納回収額を見込んでという形で計算しております。

議長（和田善臣議員）

見込んで。これは率か何かで出してるの。じゃなしに。率ですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい。

議長（和田善臣議員）

分かりました。それだったら分かります。

委員長（河野隆子議員）

よろしいですか。

議長（和田善臣議員）

結構です。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

委員長（河野隆子議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で各会計決算の審査が全て終了いたしました。

お昼を回りましたので休憩に入りたいと思います。

では13時、1時から総括質疑ということで、準備のほうよろしく願いいたします。
1時からです。

（「午後0時00分」休憩）

委員長（河野隆子議員）

休憩前に引き続き審議を行います。

（「午後1時00分」再開）

委員長（河野隆子議員）

まず、総括質疑に入る前に、これまでの審査の中で、資料等確認後に報告を頂くとなっていた質疑について、各担当課からの報告を求めます。泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

保険課から国民健康保険につきましての追加の説明をさせていただきます。

昨日、滞納世帯数につきまして310世帯とお伝えさせていただきました件数につきましては、国保の資格がなくなっている方も含めた滞納世帯数でございます。実際の3月末現在での滞納世帯数は122世帯で、資料の被保険者数の世帯数2,291世帯で割ると、5.3%の方が滞納の方という率になってございます。

補足の説明は以上でございます。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。次でございますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

是枝委員よりご質問のございました令和3年度における公募型プロポーザルの実施件数でございますが、6件でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。あと、ございますか。畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

今奈良委員より留守家庭児童学級のおやつの際のアレルギーのある子どもさんへの対応についてのご質問を頂きました件につきまして確認いたしましたところ、アレルギーのある子どもに対しては別のものをご用意させていただいて、アレルギーに対応したおやつをお渡しして対応しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。次、ございますか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

前川議員からご質問のありましたブロック塀の補助の件ですけれども、創設されてから何件補助したかということでございます。まず、年度別に、令和元年度は4件、令和2年度2件、令和3年度6件、合計で令和元年度から令和3年度で12件でございます。参考でございますけれども、令和4年度は10月現在で4件の補助をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。ほかにございませんか。

これに対する何か質問あれば、よろしいですか。はい、分かりました。

委員長（河野隆子議員）

そうしましたら総括質疑に入ります。総括質疑につきましては、これまでの審議との重複を避けていただき、大局的な観点からの質疑をお願いします。

質問される方は、挙手をお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それでは、会派で預かってまいりました質問を4件させていただきたいと思います。

まず、永代供養合同墓についてお聞きいたします。浜霊園の開いている区画などを整理統合してできないかと、これまでも質問をしてまいりましたが、今はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お答え願えますでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

浜霊園の在り方につきまして、墓地区画の返還に伴う返還金と併せまして、今後、協議を新たに設ける場を検討しておりますので、今現在何か進展してるかと言われると、特に何も進展しておりませんが、過去からの答弁の繰り返しになると思うんですけども、今後引き続き墓地管理委員会、そういったところを通じて引き続き考えていきたいと思しますので、よろしくご理解お願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

続きまして、公共工事の発注についてお伺いいたします。年度末の公共工事が集中して割高な時期を外しまして、繰越明許で発注を行う自治体が増えてきておりますが、忠岡町としてはそのようなお考えはございますでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

公共工事における発注の時期でございますけども、これにつきましては、原課の適切な時期をもって工事対応を行うということがございますので、それについてはその繰越明許という対応についての統一という部分については図りかねる部分があるのかなというふうに考えてございます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

続きまして、忠岡町役場の大規模改修工事についてお伺いいたします。忠岡町役場も建設されて四半世紀がたっております。30年か40年をめぐりとした大規模改修などの予定についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

役場に限らず、公共施設自体がかなり老朽化しておりますので、今年度、施設担当課を集めまして全庁的にどういった形でやっていくかというのを検討しておりますので、よろしくお願いたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。最後の質問になります。

これは議運でも協議しなければならない案件なんですけれども、子どもがいる家族持ちの人の感染リスク、これ、新型コロナですね、そうでない方に比べて3倍以上の開きがあるとされております。家族が医療福祉関係者であることの感染リスクは、そうでない方に比べてさらに2倍以上の開きがあります。平均的な家族持ちや共働き世代の議員であればあるほど、そのリスクが高まり、委員会等に出席できないというリスクが発生いたします。これに対してご理解を頂き、リモート出席などを認めていただくなど、早急な対応を願いたいところでありますが、いかがでしょうか。お願いします。

委員長（河野隆子議員）

議運。どうしたらいいかな。

議会事務局（柏原憲一局長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

それでは、議会サイドからという部分についての簡単な答弁ということで、一応オンラ

イン等でできるような、今委員会にしても、議会にしてもですね、設備的にもそういった対応の状況になっておりませんので、今後、オンラインでできるように委員会を、設備とか、あるいは規則なり改正してやれるようなところもあるかもわかりませんので、本町においてもそういうようなことに向けて少しずつ調査研究というんですかね、してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

すみません、私から1つ質問させていただきます。人件費について質問をさせていただきたいと思います。忠岡町、現時点といたしますか、令和3年度では173名、これは会計職員数も入れまして173名という資料を頂戴しております。今後、また増えて、保育園の先生なんかの関係で増えていくのだと思っておりますが、これ、その場所別、この本庁の中で何人、保育園の先生、学校関係者で何人、消防のほうで何人、いろんなどころで分けて、何人、何人、何人というのが適正と人事課では考えていらっしゃるのでしょうか。で、現在何名いらっしゃいますか、それぞれ。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

部署別の現状の人員ですね、消防が39名、保育所・幼稚園合わせまして29名、それから保健師が6名、そのほかの行政、役場の職員ですね、104名。合計で178名というのが今、正規職員になっております。

で、部署、部署の定員というところですけども、もちろん定員管理条例というので上限は決められているんですけども、それは上限でありますので、それぞれの部署、それからそこで日々いろんなルールが変わってきますので、行政ニーズももちろん変わってきます。ただ、この先人口減少、ここは間違いなく訪れると言われておりますので、一番効率的な運営ができる人員をというところで、今、検討しているところでございます。実際には、デジタル化であったり、それから外部委託できる部分、職員でないとできない部分というのを分ける作業であったり、というところが必要になるんですけども、1つこの作業をしている中で見えてきたことで、我々この定員を検討するときに参考の1つとしているのが、類似団体の調査というのがございます。日本全国の同じような団体を分けるんですけども、忠岡が属しているのは人口1万5,000人から2万人のグループで、なおかつ町村で、それから産業構造が第2次産業、第3次産業、製造業とサービス業ですね、を合

わせて8割を超える団体。なおかつ、その中で6割を超えるサービス業というのが忠岡の属するグループです。

これは簡単に言うと、都市部にある町村ということになるんですけども、この団体が57団体あります。その中で忠岡の職員数、上から数えて30番目に位置します。これだけで言うと真ん中に位置してるんですけども、ただよくよく調べると、この団体の中で消防が委託であったり、一部組合でない団体、本町のように消防本部を持っている団体というのが、本町を合わせて5団体しかありませんでした。ということは、その5団体を除いて、ほとんどの団体が消防を除いた職員数を出してきてると。私どもは消防の39名が入った形で出して、真ん中辺りに位置します。これを消防を除くと、57団体中、12番目の少なさというところになってございます。

あくまで1つの指標ですので、そういったところは参考にしながら、またこれは私、人事を担当させていただいて7年間で肌ですごく感じているのは、いろんな新しい事業をしたいという提案は、職員からは出てきております。でも、やっぱり必要最低限のこと、これは外せませんので、この事務にかかっているのも、新しいこと、したいことがいっぱいあるんですけども手が回らない、マンパワー不足というのは、これはもう幾度となく壁で感じてきたところでございます。そういった意味でも、きっちり、雇い過ぎというのはいけませんけども、本来行政が運営していく、またちょっと前に進んでいける組織にするには定員が何人かというのを今検討しているところでございます。

ちょっとお答えになっていないかもわかりませんが。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

そうですね、まだちょっと答えになってないですね。多いとか少ないとか、そういうことを言うてるんじゃないんです。7年間ね、秘書課長をされてて、この庁舎にはあとどれぐらい要るんやと頭の中にはあるはずやと。それが多い少ないというのはまた別な話で、これぐらい足らんと。保育所の先生、幼稚園の先生にしては、今後雇う予定がこんだけあって、今、29人が何人ぐらいになりますとか、そういう予定をちょっと、頭の中の分でええから伺いたいなと思ってるんです。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今言うていただきました保育所については、現場、教育委員会とも協議をしております。皆さんご存じのとおり、来年4月にはこども園という形でスタートします。で、子どもたちの受入れのケアも、今と違う、より多く受け入れできる施設になってますので、先生が足りないということは絶対避けないといけないということで、いろいろ協議をしております。それで、結局、将来的には幾ら要するというのは分からない部分ではあるんですけども、ただ、こども園が始まって数年から10年ぐらいがやはりピークになってくるのかなというのは、協議の中でしているところです。

で、今年も保育士を募集したんですけど来なかったのも、少数しか来なかったのも、再度もう1回するんですけども、それが来て、それから来年度の募集を見ながら、ちょっと先を決めていこうかなと思ってるということです。今の数では足りないとは感じております。

それから、行政のほうにつきましても、先ほども申し上げたんですけども、やはり前にいろんなことを企画して進めていくためのマンパワーは不足していると考えております。ただ、それをすぐに採用という形にすると、将来の人口減少社会では余ってくる可能性があるのも、できる限り電算化であったり、外部委託できるもの等々、それから組織の統廃合なんかも進めながら、必要数をはじき出していきたいと思っております。今現在では、足りない数が出ているというところまでしかお答えができないところです。

委員（松井匡仁議員）

消防は。

秘書人事課（中定昭博課長）

消防は今39名、定数条例の上限に達しております。これも現場からはやっぱり足りないという声、もうちょっと増やしてほしいという声は出ております。これも岸和田との統合によりいろいろルールも変わったりというところで、今そこも含めて検討しているところでございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。保健師は現在6名で、これも足りない状況なんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

保健師につきましては、これは将来の人口減少社会を迎えても、高齢者社会も同じく訪れますので、これも今、採用をしたんですけど、応募がなかったのも、再度今年度もう一度するんですが、これは増加傾向に持っていく。また、その分は事務職が同じ数を雇わずにというふうに、そういったところで相殺するものも出ていくかなと思っております。保健師については、ですので増やす方向で。

委員（松井匡仁議員）

何人まで現在では増やす予定ですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、それも検討しているとか協議しているばかりで申し訳ないんですけども、将来ニーズを検討しないといけないので、まだすぐには答えが出ておりません。今現在のニーズでいうと幾ら足りないというのは出てくるんですけども、でもそれは将来ずうっと正職でやらないといけないのかというところが、今、話の中心になっているところです。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

課長、今現在のニーズでいいですよ。募集されてるんやから、何人募集されてるんですか。そしたら、プラス何ぼって出てくるじゃないですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今回の募集については1名を予定しております。

委員（松井匡仁議員）

了解しました。委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、それならここで教育さんいらっしゃいますので、二重部長にお伺いいたします。これ、保健師と幼稚園の先生ですね、これ、今後何人足らんで、何人ぐらい募集せないかんものですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

なかなか明確に何人というところが難しいところなんです。というのは、結局、これまでもそうなんですけど、中途でお辞めになる職員というのも一定数いらっしゃいます。今

年度についても出てる状況になってますので、その辺りを見越してですね、人事のほうとはいろいろと交渉はしておるんですけども、やはり全体的な部分も含めてですね、我々としては一定こんだけの人数は必要やということはもちろん提案をさしてもろうてんですけども、なかなか「はい、そうですか」というようなことにはなりませんので、とはいえ、前からも申し上げてるとおり、新しいこども園ができる中で、先生の数が足らへんの受け入れでけへんというようなことは当然できませんので、その辺りを踏まえてですね、先ほども人事課長のほうからもございましたが、再度募集をかけていただいているというところですので、引き続き職員の確保には努めてまいりたいというふうには考えておりますが、いかんせん応募が来ないというのも現状ですので、なかなか何人必要やというところがですね、なかなかちょっと現実的ではないのかなというところもございますので、その辺り、引き続き人事のほうとも調整していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それでは、すみません、募集されてますよね。何名募集されてますか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

1次で3名募集してます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

松井委員、どうぞ。

委員（松井匡仁議員）

多いとか少ないとか、そういうお話を突いていきたいんじゃないかと、僕らは、これは年に1回ぐらいしか、この職員数、こうやってお話しする機会がないんよね。募集はね、ホームページを見て、ああ、また募集してるな、募集してるなと見るんですけども、現状、途中、途中、何人になってるのかというのはまあ分からない。こうやって話をするときですね、忠岡町として何人の職員さん、会計年度職員さんも入れて、を目指して、もちろん計画も立ててるでしょうから、これが決まってから初めて大体の金額というのも出てく

るわけですね。やっぱり人件費というのもね、今後上がっていくでしょう。会計年度職員さんの最低賃金も上がっていくわけですから、一旦雇うと、辞めるまでどんどん上がり続けていくわけですから、この人件費の見通しを立てるにしても、計算するにしても、やっぱり人数というのを大体のところ、どれぐらい役場内で各部署でマックス欲しいんやというのを把握しとかんと、なかなか私らも計算もでけへんものですからね、そういう観点でちょっとお伺いしたんですけれども、実際来る来えへんは別にしてね、人数のほう分かりましたら、またちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今おっしゃっていただいたように、募集してるんですから、もちろん数字は持っております。私、先ほど申し上げたのは、ちょっと未来も含めての話でしたので、今現在のものであれば、どんだけの人数というのはすぐ出せますので、またそれは資料、別紙を作らせてもよろしいですか。

委員（松井匡仁議員）

それでいいです。

秘書人事課（中定昭博課長）

分かりました。

委員（松井匡仁議員）

頼っておきます。以上です。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。小島委員。

委員（小島みゆき議員）

すみません、ちょっとマイナンバーのことで聞きたいんですけども、現在のマイナンバーカード、国でも50%ぐらいに達してきたということをお聞きしてるんですけど、忠岡町ではどれぐらい達しているのかと、また、マイナンバーカードの取得されている年代別もちょっと分かれば教えていただきたいんですけど。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

本町のマイナンバーカードの取得率でございます。9月末現在の数字でございますけども、忠岡町は交付率が43.49%となっております。年代別の取得率につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどまた確認させていただきますので、まず交付率が43.49%ということでお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

分からなかったら次の質問はできないですか。いいですか。ちょっと時間をかけたら後で分かるんですかね、大谷課長。いいですか。小島委員。

委員（小島みゆき議員）

また分かれば、それを教えていただけたらいいんですけども、何か今ね、国のほうでも紙の保険証をなくしてマイナンバーカードに乗せていくということが言われている、ひもづけされていくということなんですけど、現在、ひもづけされているとかは、前の質問のときに分からないとおっしゃってたんですかね。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

マイナンバーカードの保険証機能のひもづけにつきましては、これは例えばスマートフォンでも個人でやることもできます。そういった手段を持っておられない方につきましては、役場のほうの専用の機械を置いてございますので、それを使っていただいてひもづけをしていただくというふうな方法もございます。ということですので、うちで何割ぐらいの方がひもづけをしているかというものは、ちょっとそれは今把握するすべはございません。そういった数字とかも、恐らく国のほうからもまだはっきりしたものは公表されていなかったと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

小島委員、よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。前川委員。

委員（前川和也議員）

お疲れさまでございます。私は、歳入に関してなんですが、財源確保という部分で、これは言うは簡単なんですけども、非常に難しいというところで、確保するという部分については大きく2パターンあるかなと思います。まず1つは、歳出の削減ですね。無駄を見直す、無駄の削減だとか、事業を精査する、見直すというようなこと、これはこの今回の決算委員会でもいろいろ各委員から質疑がなされてたところなんですけども、削減ではなくて、取りに行く、稼ぐというんですかね、取りに行くということもまた財源確保の1つかなというところで、これが一番分かりやすいのがふるさと納税ですよ。いろいろPR

に工夫を凝らす、出品内容に工夫を凝らしたりして稼いできたということで、3年度はちょっと減額となったんですけども、橋本課長からの答弁で、出品内容を見直したりしてちょっと努力をしていくということやったんですけども、そういうふるさと納税以外に稼ぐと、取りに行くというような方策というのは、これはほんとに難しいと思うんですけども、私もちょっと言えないんですけども、何かそういうことも考えていくべきやろうなというところで、ちょっとお考えとかあれば、思いとかあればお聞かせいただきたいと思うんですけども。これはちょっとご答弁される方は難しいと思うんで、町長、どうですか。

委員長（河野隆子議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

非常に難しいことですが、例えば今、設計段階に入っている町民グラウンドの改修工事、これは原課はt o t oを使うとか言うてますけれども、これも満額回答もらえるように国に働きかける、あるいは管轄で言うたら文科省になるんですかね、その辺に働きかけて、がさっともらってくるというのも手だろうし、その分、先ほども中定課長から言ってますように、あれもしたい、これもしたいという内容の中にはね、また国に働きかける、府に働きかけるということで、そういうときがあれば、僕は営業マンとしてどしどしと国に申し立てる、府に申し立てるといような形で、地元衆議院議員の代議士もおりますし、その辺とキャッチボールをしながら、切磋琢磨しながらですね、やっていきたいなと、かように思うわけでございます。

近隣、どこの町とは言いませんけども、端っこのほうのM町の町長なんかはよう行って、うちよりも一般会計の予算額が大きいというようなことも聞いてますし、その辺も踏まえながら、いろいろな手を考えながらですね、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

いろいろ補助金を取りに行くというのも、これも1つ稼ぐことになるのかなと思います。これはやっぱり岬町の例を出されたんやと思うんですけども、まさにトップセールスというか、首長が自ら動き回ってこそなし得れる部分というのは多いと思いますので、ぜひこの3年度の決算を反映して、次年度へとつなげていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

委員長（河野隆子議員）

答弁はよろしいですか。

他に、ございませんか。今奈良副委員長。

委員（今奈良幸子議員）

すみません、松井さんが言っていたことに引き継ぐんですけども、人員確保の面で幼稚園の先生や保育士さん、そして保健師さんが確保されないということなんですが、これは何に原因があると役場側の方はお考えでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

それぞれにいろんな理由はあると思います。保育士に関しましては、絶対数不足ではないのかなと思っております。やはり取り合いになってる部分もありますし、民間と公営の違いというのがありますでしょうし、今までは受け身でちょっと、受け身と言うとあれなんですけど、募集しますという情報を出すにとどまっていたんですけども、こども園開園に、先ほども申し上げたとおり、人員が不足というのは絶対に避けないといけないと思っておりますので、各種保育士、幼稚園教諭の育つ大学、専門学校にも案内を送りますし、いろんなそういう募集サイトにも、今までも載せてるんですけど、それ以上に載せることであったり、PRの見せ方もちょっと今回工夫を加えてやっていってるつもりです。保育士についてはそういったところがあるのかなと。

それから、保健師なんかは、これはもう絶対数不足なのかなとは思っております。どこも充足している、もちろん充足してるという考え方のところもあるとは思いますが、土木や建築、保健師に関しては、こういった人事課長の集まりであっても、常にどこも同じように悩みを持っておりまして、確保が難しい職種となっているところでございます。

委員長（河野隆子議員）

今奈良副委員長。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。保育士とか幼稚園のやつは、募集をかけてると結構私の周りの方も知ってると思うんですけども、やっぱり働き方の時間であったりとか、毎日入らないといけないとか、そういうのも行政側として必要だと思うんですけども、ちょっとその働き方の制度というか仕組みを変えていただくと、もっと人が来たりするのではないかとと思うので、そちらの検討なども考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

正職につきましては、条例で働く時間が規定されておりますので、あとはシフトの仕方とか、そんなことになるんですけども、会計年度任用職員については、現場サイド、また教育委員会からもいろいろ工夫していただいて、できるだけ柔軟に、もう朝の2時間だけでもいいですというような形を取っておりますので、もしかしたら今のお話、議員のお知り合いの方がその辺を知らないのであれば、その辺、私どもの周知不足の部分もありますので、また会計年度、これももちろん会計年度の方も運営していく上では大きな力を発揮してもらいますのでね、その辺の出し方もちょっと検討を加えていきたいと思います。

委員長（河野隆子議員）

今奈良副委員長。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。ちょっといろいろ考えていただいて、よろしくをお願いします。

あと、全体的に成果調査表とか見せていただいたら、個々に対しての事業展開ってあると思うんですけども、コロナ禍でやっぱり人とつながる場所というのが多分なくなっている。そこを求めてる方って結構多いと思うんですけども、今後、そのいろんな方とつながれる事業展開をされていくというお考えはないでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

総合計画のほうですので、ちょっとお答えさせていただきますと、コロナのように、ご承知のとおりいろんな事業が中止といたしますか、なっております。徐々に再開してございます。今まで2年間なかった人の触れ合いといたしますか、つながりといたしますか、そういうのがだんだん戻ってきているというのは感じているところでございます。

総合計画にもございますように、人とつながるというところをうたっておりますので、その点、当然10年間の計画ですので、しっかりと各課と連携しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

今奈良副委員長。

委員（今奈良幸子議員）

いろいろと試行錯誤していただきまして、皆様がつながれる場をつくっていただけたらと思います。ありがとうございます。

委員長（河野隆子議員）

他に、ご質疑ありませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3日間お疲れさまでした。ありがとうございます。私は6点お聞きしたいと思います。

1つは、教育委員会のほうですけれども、町独自の奨学金制度を、奨学金だけではないんですけど、基金を活用してできないものかということで、子どもの貧困対策としてあすなろ未来塾や、様々な給食費の無償化とか、取り組まれているということで、あと、その学んだことを次の上のステップの学校に行く際の支援というところまでつなげていただきたいということで、町独自の高校の奨学金制度はありますけれども、20年以上借り手がいないということで、制度自体にもう少し、今の時代に合うような奨学金の額や内容にしていくということもぜひしていただきたいんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

昨年ですね、奨学金の基金を活用しまして、新たに教育振興基金ということで立ち上げさせていただいたところでございます。その際、奨学金制度に関しては、先ほど委員ご指摘のとおり、ここ数十年、活用がされていないというところですね、もう廃止も一時は検討はしておったんですけども、廃止するというのもどうかなというところで、制度自体は継続して残させていただいておるところでございますので、今ご指摘の、より使いやすいというような部分に関しまして、引き続き近隣の状況等も踏まえながら検討していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

高校の授業料が無償化になったというところで、授業料相当の額ということなのですが、やはり様々なほかにもね、通学の定期代であったり制服、その他様々な費用が要るので、そういったものに活用できるというアピールもしていただいて、忠岡町のいいところは、日本育英会ってもう今はないですが、学生支援機構とか何か、高校の部分がちょっと私は詳しくないんですけれども、ほかの奨学金と併給というかね、活用できるというところがすごくいいところなので、返済額とかね、そういったところもありますけれども、返済が難しいご家庭の方には猶予や様々な制度も設けて、ぜひ、意欲はあるけども、経済的な理由で進学できないというお子さんがいないように、これをできれば受けるんやという、そういった制度にぜひちょっと改善をしていただきたいと思います。

奨学金制度については、教育委員会のほうで相談に乗っていただいているというか、そういう相談は教育委員会のほうにということで、していただいていると聞いたことがあるんですけども、相談は年間何人ぐらい相談に来られますでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

進路に関する相談につきましては、日々もちろん就学相談のほう受けさせていただいておりますが、9月の第1土曜日に中学3年生の保護者の中で希望者の方に様々な奨学金等の情報提供ということで、そういう場も設けさせていただいております。ちょっと人数のほうは、今、資料を持っておりませんが、年間何件か、いつもご相談は頂いているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、今、様々な方法があつて、ネットやいろんな方法で調べることはできても、やはり詳しい中身の具体的な個別のとなると、なかなかそれだけでは調べられないということで、相談というのはほんとにありがたいと思います。

その際に、相談の際に奨学金制度についての詳しいパンフレットとか、そういったものは相談者の方にお渡しとか、していただいているでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

資料につきましても、その9月の説明の際に資料という形でお渡しさせていただいておりますし、日々も何か疑問点があれば、ご来庁いただいた際に、今ホームページ等でも取れますので、その際にお渡し等、できる限りさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

進路については、9月の第1土曜日ということですが、中学生、まあまあ高校生も含めて、子どもさん、児童・生徒が相談、そういった面で相談したいということがあれば、随時乗っていただいているという形を取っていらっしゃるんですね。分かりました。できるだけ分かりやすい、中学生、高校生にも分かるような分かりやすい資料をさらに教育委員会独自でも作っていただけたらなというふうにも思いますので、保護者向けでなく子どもさん向けのそういったものもあればなと思いますので、ぜひ希望が持てるように、若い人のということで、ご努力いただきたいと思いますが、その分かりやすいというのを、子どもにも分かるというものをちょっと補足的に作っていただくというのは難しいでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

学校のほうでももちろんその辺り、中学3年生については進路指導ということをしておりますので、もちろんこちらの保護者の方向けというのも、そこも連携してやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

できるだけ分かりやすいということやっていただきたいと思います。よろしく願いします。

もう1点、委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点ですね、教育員会のほうに、学校の体育館のエアコン設置ということはずっとこの間、ご要望させていただいているんですけども、この近隣の状況がここ数年で一気に変わってきたということで、和泉市さんはちょっと早くから取り組まれて、高石も早くから取り組まれてるということで、今度は岸和田市と泉大津市も取り組まれていくということでちょっとお聞きをしております。で、岸和田市は小・中学校の整備事業というか、そちらのほうでとか、泉大津市さんのほうは緊防債を使ってとか、そういった学校の体育館にエアコンがこの近隣についていないのは忠岡町だけに今後なっていくという状況なんですけれども、体育館が古いということで、なかなかちょっとつけにくいというお答えなんですけれども、何とかね、ちょっとこの際、つけていただくというお考えはないでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

体育館にエアコンを設置せよということですが、設置に関しましてはね、当然その単年度で済むのかなというところではありますが、設置した後は当然ランニングコストがかかってまいります。その辺りを踏まえましてですね、今ご指摘のとおり、近隣市がほぼほぼ設置のほうは終わってますので、その辺の近隣市の状況を今後精査した上で、本町にとってどの程度負担が出てくるのかというようなところをまず考えた上でですね、財政当局と調整をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

近隣市の状況をちょっとよく見ていただいて、ぜひ忠岡町でも後れをとることなく設置していただきますように、よろしくお願ひします。

あと、委員長、いいですか。

委員長（河野隆子議員）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

総務関係のほうですけれども、防災のことで水の備蓄についてというところが、いつも私がちょっと分からないところがありまして、災害時における、その避難をされてきた方のみならず、ちょっと断水したところのとか、その辺のどの水をどこで使うのかということのその辺りがよく分からないんですが、水の備蓄にしては、忠岡町は水道企業団のほうもありますからということで、でも水道企業団は防災としての備蓄は忠岡町さんでしようみたいな感じのことを以前言われたことがありまして、何の水、誰に対しての水とか、その辺がちょっと明確にそれぞれちょっと違っていらっしゃるのか、同じことを押しつけ合っているのかという、ちょっとその辺が分からないんですけれども、忠岡町はどのように考えていらっしゃるのかということと、企業団のほうとその水の備蓄についての協議ね、どこまではどちらでとか、そういう話は協議をされたことはありますでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

私どものほうでは、住民さんに対しての水の供給というところについては、第一義的に企業団のほうがしていただけるものというふうな認識は持っておるところでございます。ですので、災害時におきましても、本町の住民にとって必要な水については企業団のほうで一定の用意がしていただけるものというふうに理解しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、課長おっしゃられた水の供給というのは、断水したりとか、またそういうちょっとね、水道管が破裂してちょっと来ないとかいった、そういったところの水の、まあ言うたら給水車とか、あとそういった形の水の供給ということをおっしゃっておられるんですか。それとも、それ以外の水、全体の住民の方の何ぼかの分は忠岡町、行政として備蓄しないといけないという基準があるかと思うんですが、それはそれで忠岡町がやった上でという、その辺りが分からないんですけれども。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

具体的にどの程度水を備蓄しておかなければならないというふうな取決めはないかと思えます。先ほど申し上げたように、いかなる場面であっても住民さんに対して水を供給する第一義的な責任は企業団にあるというふうに考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうなんです。

委員（松井匡仁議員）

備蓄水としては、企業団は備蓄はしてない。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

企業団として何かペットボトルの水を忠岡町の分ということで、それはよけてるということはあまり聞いたことはないんですけれども、給水車とかタンクの水を使って何かと

か、一日も早く復旧して水を通す、ここは水道企業団ですけれども、忠岡町としてはペットボトルのお水とか、何かそういったものをたくさん、避難された方以外にも、また必要な方にもというふうな、そういった分は備蓄は何名分ぐらいされてるんでしょうか、すみません、3日分ですね、あれね。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

ペットボトルの水でございますけども、総数で言いますと、すみません、1,800本ほどの水は本町のほうでも備蓄のほうはできております。ただ、これ、1リットルじゃないんで、500ミリリットル、正確に言うと490ですので、量的に言うと、実際、避難者が避難所に避難してきた際に賄える量ではないというふうに考えておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

避難所に避難された方とか、避難所に来られてる方の分ぐらいは忠岡町がやっぱり用意しておかないと間に合わないということになるかと思うので、それはもう少し備蓄を増やしておいていただきたいし、職員さんもね、やっぱり水が要るかと思うんで、自前で持ってこられても、ここで寝泊まりせなあかんとしたら、そんなにたくさん持ってこられない。職員さんの分も含めて1,800本ということになるんでしょうか、すみません。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

何もかも含めて持っている数は1,800本です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大災害が起これば全員招集されるかと思いますので、職員の方の分も含めて、消防署の方の分は確保されはったというのは聞いたので、今度は職員さんの分も含めて住民の方の

避難されてくる方の3日分はやっぱり要るということになってますので、そこから先は企業団に協力してもらったらいいかと思いますけれども、ちょっと備蓄ももう少し増やしていかれたほうがいいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

備蓄物資についてなんですけど、まず住民さんに対して食料を供給するというようなところを中心に取組んできたところでございます。で、それが一定充足した時点で職員用というようなことも考えておったんですけれども、今のところ、食料については住民さんに対してお渡しできるのに一定のめどが立っておりますので、水も今後、食料と併せて検討のほうを進めていきたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ万一のときに、想定外のことにならないようにということで、ぜひご準備、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

あと、総務関係でもう1つは、ずっと入札制度の改善について、この令和3年度ね、取組まれてこられたということで、令和4年度から一定改善されてきてということでなんですけれども、最近ちょっとその入札、制限つき一般競争入札ということに切り替えていらっしゃるかと思うんですけれども、なかなか応札していただける企業数が少ないので、あまり競争にならないような、そんな入札結果を見ることもあるんですけれども、そういったところもある中で、一定この半年ね、運用されてきて、どのように改善されてきたんでしょうか。成果とか、どういうようにあるんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

本町の入札制度、改善、改革につきましては、今お話しいただいて、令和4年、この4月から実施を行っているところでございます。今まででしたら、指名競争入札というのを主として運用してきたと。その中で、制限つき一般競争入札の一定の規定を策定した上

で、極力指名で行う案件であったとしても、条件つき一般競争入札を多く取り入れてやっているというのが現状でございます。

その中において、ご指摘のこの半年間の中で入札結果をご覧になられてのご質問かと思いますが、その競争性が乏しい。結果として実際に応札している業者が少ないという結果が現れているということかと思えます。

これにつきましては、一定、条件つき一般競争入札を行う中で、公告した形で併せてホームページ等々ですね、事業者皆様方にお知らせをしていただいている中で、結果としてその時点では、登録業者の中でも15社、20社、それ以上という業者数はございます。結果として、入札日において応札される、来られる業者さんが少ないという結果としては、実際現れている部分があるのかなという分については認識はしてございます。

なので、あくまでこれは入札を行った結果ということでございますので、競争性が乏しいとかという部分については、そこはちょっとまた違う部分になるのかなと。あくまで結果として捉えているということですので、ご理解いただきたいと思えます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まだ半年ということもありますので、今後どのようになっていくかというところも、また私たちも見ていきたいと思えます。

それで、指名競争入札ということもやっぱりまだされている部分があるんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

はい、ございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いつも問題になるんですが、建築とか土木とかの分は、1億円以下の場合は町内業者に発注するというので、その指名競争、そこを指名するという事になっているんです

が、その部分は変わらず残っているのでしょうか、それが。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

その部分というお話でございますけども、従来よりも今回4月から運用してます新制度につきましては、従来での適用範囲を拡大したということの中で、一定の地域要件を定めた条件つき一般競争入札を行っているという部分がございますので、結果、そういった部分で指名競争入札も実施はしているということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1億円という工事って、あまり忠岡町ね、そんな大きな工事はあまりないので、現状そこまで大きな金額で町内を優先するということが要るのかなあというところはね、ちょっと忠岡町の最近の工事ね、そんな大きな工事はなくすし、あと水道企業団のほうは地域要件で4,000万円でしたか、ぐらいを何かしてはると思うんですけども、この忠岡町の規模でね、やっぱりこの1億円というのはどうなのかというところで、発注の状況を見ながら、ちょっとこの1億円以下というかね、というところが本当にそれで現実に状況に合っているんだらうかということも一度ちょっと見直しするというのもぜひお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

この新制度に向けて、いろいろ他の団体の運用の仕方、また、ほかの先進で取り組んでおられる団体の情報収集等々重ねまして、それを踏まえて、本町においての今言っていた1億円までという基準を設けたというところでございます。

近隣の中においても、大阪府下においても、やはり各団体、市、町に取り組んでいる情報等々を確認した中でも、やはり地域要件という部分は取り込んで行っているという現状がございます。それは、本町でいえば、町内においての受注機会の確保ということを中心に置いた取組であるんですけども、その中において金額の部分ですすね、同じ小規模な町

の団体であったとしても、今現状、本町は1億円で線を引いてございますけども、それ以上の額をもって設定してる団体もございます。

なので、その精査した中で、やはり本町においては、規模であれば、現状この1億円という額を、そういった情報等々を総括的に検討、精査した上で決定したものでございますので、その点ちょっとまたご理解いただけたらなというふうに考えてますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

制限つき一般競争入札のほうにシフトしていったということですので、そちらのほうで対応していただきたいと思います。

あと、おとといのところで、先ほどもちょっと数の報告がありましたけれども、プロポーザル、令和3年度6件ということで、だんだんとやっぱりちょっと増えてきているということもありますので、課長、答弁されてたように、その基準については一度設けていくということでおっしゃっておられるので、どんな場合にどのような条件でというところの判断基準は示してね、今後ちょっと作っていただきたいと。できれば、プロポーザルというものでなく、職員さんもね、人数が足りないというところで、なかなか手がないというところがあると先ほどちょっと職員の数のところでおっしゃっておられたので、難しい点もあるかと思いますが、できるだけ一般競争入札のほうにということをお願いしたいと思います。

それで、あと総務関係の入札制度のところでの分ですが、契約、それはそれぞれの担当課でされるということで、なかなか総務で把握し切れないというね、集まってくるという状況ではないということであるみたいなんですけれども、どうにかちょっと、担当するところというんですかね、部署というところで、それをまとめる、つかんでいくという、そういった部署がちょっと要るのではないかなというふうに思うんですけれども、必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

プロポーザルの募集をかける前は総務課のほうには回ってこないんですけども、契約の段階では総務課のほうに回ってきますので、そこでは契約書なりのチェックはできている

というところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

プロポーザルに限らずですね、できるだけ総務のほうで集約される形というんですかね、把握されるという、そういう体制は要るのではないかというふうにちょっとご提案させていただいてるんですけども。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

随意契約については、総務課のほうに合議という形で回ってきておりますので、そこでチェックさせていただいています。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

随意契約、土木建築関係はホームページでも公開されるようになっております。見たことあります。で、そうされてるんですけども、ほかはそしたら契約については、総務で把握されているということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

プロポーザル方式における契約。

委員（是枝綾子議員）

プロポーザルに限らず契約全般ということで。随意契約って数たくさんですのでね、どこまでというのはあれですけども。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

契約全てということでございますけども、入札案件、随意契約の案件、プロポーザルの案件等々も含むのかなと思います。今言われてる全てにおいて、その契約内容を把握しているのかどうかということであるのであれば、全て中身詳細、仕様書の細かい部分までは把握はさせていただいてないというのが現状でございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

なかなか膨大な量になるかと思いますが、何らかの形でちょっと把握できるようにしていただければということでご要望申し上げます。

ということで、委員長。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたらもう1点ちょっと総務関係で、先ほど公共施設の整備とか管理のことについて、今年度、令和4年度で全庁的に検討がされるということで、良かったなと思っておりますが、その検討とはちょっと別で、シビックセンターの南館の雨漏りの状況をね、応急処置か何かちょっとできないもんだらうかと。雨が降ったらね、すごくバケツ、あそこ五、六個並んで、雑巾をちょっと下に置いてということで、そこは何とかちょっと応急、応急的が難しいからそのままなんだと思いますけれども、一度やっぱり玄関ですのね。あと、子どもたち、またそういった体のご不自由な方がちょっと通行しにくいであろうなと思いますので、何らかの対処できないかということで、去年もちょっとご要望させていただいたんですけれども、何とかならないでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

これも以前もご質問いただいて、お答えさせていただいた部分かなと思うんですが、先ほどもシビックセンターを含めて大規模修繕ということについての、近い将来手がけていかなければならない時期も来るのかなという認識はしてございます。

その中で、ご指摘の南館の部分については、大雨が降れば雨漏りがするという部分で、ご来庁される住民の方々にはご不便、ご迷惑をおかけしているのかなという認識はしては

ございます。

つきましては、そのシビックセンターの修繕に当たりまして、やはり優先順位をつけた形で順次行っていくというような考えの下、やはり今ご指摘の部分については上位を占めてるということでございますので、今現在、仮補修も含めた形で修繕を行うということで、今現在、それは準備を行っているという状況でございますので、もうしばらくお待ちいただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ぜひよろしくお願いします。

あと、すみません。

委員長（河野隆子議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、これ最後ですけれども、1日目のところのクリーンセンター費のところでご質問させていただきました公民連携の焼却炉のプロポーザルで今募集されてる分ということなんですけれども、そのときちょっと途中まで申し上げたんですけれども、ちょっとだけ重なって申し上げさせていただきたいと思いますが、この10月11日からね、募集要項が出されて、それでその募集要項を見ますと、忠岡町の主な役割というところが書かれてるんですけれども、本町の公民連携事業推進に係る主な役割をとということで、用地の貸与の次に2番目に地元理解というところが忠岡町の役割ということで、そこに書いてあるのは、「本町は、本事業を推進するに当たり地域住民等の理解を得るものとします」ということで、一番これが事業を進める上で大変な部分だと思うんです。

本来、産業廃棄物の処理施設は民間で行うので、民間の事業者が普通でしたら、これはやって、なかなかそこでやっぱり住民の理解が得にくいというところで計画が頓挫したり、やめたりと。また、別の場所で全然山の中へ行ったりとか、そんな感じになっている一番大変な部分なんですけど、これを忠岡町がするというので、そしたら事業者はそれをしてもらった後に、じゃあ、あとは来るだけみたいな感じになってしまうという印象が、イメージがあるんです。地元理解は忠岡町が苦勞してこなして、あとじゃあ産廃業者って、ちょっと用地確保とか周辺住民の方へのそういう説明とかはあまりしなくてもいいのかというふうにちょっと受け取ってしまったんですけど、そういうことなんですか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長も手を挙げてますけど。杉原町長。

町長（杉原健士町長）

これ、令和3年度決算やさかい、これ総括以外で質問ということで捉えていいんかな。

委員長（河野隆子議員）

1日目のときに。

町長（杉原健士町長）

3年度決算とクリーンセンターのそんなん。

委員長（河野隆子議員）

3年度決算ですけどね。

委員（是枝綾子議員）

総括質疑でしてくださいということだったので。

委員長（河野隆子議員）

してくださいということでしたので。

町長（杉原健士町長）

総括でもちょっとそれは。そんなん言うたら、何もかもになってくる。

委員長（河野隆子議員）

でも、町長、令和3年度のときに一定ちょっと方針出されておられましたので、1日目のときにも、総括でしてくださいと途中でやめていただいたんでね、ちょっとここは続けさせていたいただきたいと思います。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

すみません、生活環境、新城でございます。

条例アセスと許認可についてです。こちらについては、SPCによる実施を想定しております。実際のところ。その中において、実施された調査結果等について住民への周知を実施してまいりたいと考えております。また、施設建設後において、運営状況についてもモニタリングを実施した上で、地域住民への地元企業等への情報周知を共有して図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ここで言う地域住民の理解というのは、環境アセスの部分も忠岡町がするということになるんですか。今ちょっと答弁を聞いたらそんな感じだった。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（河野隆子議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この公民連携事業につきましては、そもそも忠岡町が行うべき行政の行為、それを民間と協力して行っていきましようということになってございまして、これは公民連携、P P Pという手法になっておるんですが、この公共施設などの建設や運営など民間企業の資金や経営能力、また技術的能力を使って行う手法で、双方の役割やリスクの分担をあらかじめ協定により定め、協力して事業を実施するものでございます。

その中で、公共サービスを提供する公の側が地元理解を主体的に担うといたしますのは、一般的によく行われておりますP F I事業においても一般的なことでございます。忠岡町の焼却施設を造るわけですから。今回は、それに民間事業の廃棄物を焼却するというのが加わっておりますけども、基本的に忠岡町のごみを燃やすというところもございまして、その部分は忠岡町が担うということになろうかと思えます。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、公民連携の話で進めていっていただいて、プロポーザルの話はちょっと抑え気味ということで。すみません。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ということで、P F I事業でもそのようになっているということだということですね。一番大変な部分を忠岡町が請け負うというふうにちょっと捉えましたので、そのように質問させていただきました。

委員長（河野隆子議員）

続けてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

環境アセスメントの説明も忠岡町がするというふうに、なんですねとお聞きした分は、そうだということですか。

委員長（河野隆子議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

アセスメントにつきましては、これは施設は産業廃棄物処理施設になりますので、基本的にはS P Cが行います。ただし、その中には、地元理解、また住民への公聴会であったりとか、そういったものも開催されます。これにつきましては公民連携事業でございまして、S P Cと忠岡町が協力して行っていくという形になろうかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河野隆子議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

公民連携なので一緒にというところで、忠岡町だけが請け負うわけではないということだということですね。分かりました。できるだけ住民の方の声を聞いていただきたいということで、よろしくをお願いします。

委員長（河野隆子議員）

是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

他にありませんか。ないですか。私もあるんですけど、議長。小島委員ありますか。じゃあ小島委員、どうぞ。いいですか。そしたら、先に私、させていただいてよろしいですか。

私より質疑がありますので、進行を今奈良副委員長に交代いたします。

（進行を今奈良副委員長と交代）

副委員長（今奈良幸子議員）

それでは、進行を交代させていただきます。河野委員長、質疑をお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

はい、副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

4点ほどあるんですが、1つが無症状の方に対しての無料のPCR検査についてお伺いしたいと思います。この件については、今まで何度も質問もさせていただいて、町のほうからはいい答弁は頂いておりません。今、第7波になりまして、忠岡町も陽性者4,000人を超えているということで、非常に陽性率が高くなっている。しかも、これはまだ陽性登録をされた方のみですので、もう家族がかかって自分もかかっているだろうなという方で登録されてない方もいらっしゃると思いますので、もっと多い人数があると思うんです。

で、やはり熱が出てなくても、無症状の方に対してね、やっぱり無料のPCR検査、これが陽性拡大を抑える1つになるのではないかなというふうに思っています。今までも泉大津や泉佐野市のほうがやっておられる検査、泉佐野は無料でやっておられましたけども、前回の泉大津のほうは、市内で3,000円、市外で4,000円の費用を取ってお

られたんですけど、現在は今、無料でやっておられるということでした。府の補助があるので持ち出しはちょっと、泉大津のほうはちょっと民間のほうが入ってもらってるので、赤字が出た場合にちょっと差額を補填する程度で、検査については全部府から補助が出てるといふことなんです。

で、町内も今、診療所で1件やっていただいているんですが、やはり忠岡町としても役場の庁舎内、どこかちょっと場所を検討していただいで、PCR検査、それをするべきで、ステーションを設けてやるべきではないかというふうに思うんですが、その点についていかがでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

谷野健康こども課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この件につきましては、これまでも議会のほうでもご質問いただきました。委員おっしゃるように、今現在、町内の医療機関1か所におきまして、大阪府の無料検査事業という形で、まだ現在も行っていていただいでるところでございます。

役割としましては、やはりこのコロナの陽性者に関する部分の感染症対策につきましては都道府県の役割という形になっておりまして、市町村におきましてはワクチン接種を進めていくという形の役割がございますので、町内の医療機関でも、実際、お名前を言うとあれですが、安藤外科・整形外科医院でやっていただいでますので、町内の中心的なところで今現在も無料検査事業をやっていただいでますので、本町としましては町でやっていくという予定は今のところ現在考えておりませんので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

今ね、府が補助しているから、しているというところもあるんでしょうけど、泉佐野は補助がなくてもしていらっしやいました。府のことですから、いつやめるか、補助金をなくすかというのは、もう先が見えてくるんじゃないかなというふうに思うんです。今、第7波ですけど、まだこれから冬になって、8波、インフルエンザもそうですけどね、ずっと陽性者が増えてくるんじゃないかなというふうに思うんです。

で、ワクチン接種なんですけど、今まででしたらね、3回目、4回目の接種済みのワクチン証明書、それを持っていれば、例えば旅行に行ったら、それを提示したら大丈夫で、

宿泊できるということですが、今ちょっと変わってきて、ワクチン接種の証明書だけじゃなくて、PCR検査を受けてから旅行も行かないといけないという制限がいろいろかかってきています。

旅行だけじゃなくてね、例えばこの前なんですけど、岸和田の中学校の運動会でね、忠岡のおばあちゃんが行って、親御さんも岸和田やから行ったんですけど、PCR検査の証明書がなかったら入れなかったと、運動会、親もね。そういったことで見れなかったと。もちろんそれは先に学校側はプリントを渡しているんだけど、子どもさんが見せずじまいで、運動会も見れなかったということで、今非常にワクチン接種の証明書も、もちろんワクチン接種も必要ですけど、PCR検査をね、やっぱりこれからいろんなところで証明書が要るということになってくるというふうに思うんです。

で、前に試算していただいたときに、そのときはちょっと限定して、ヘルパーさんとか、あと入院患者さんとかで試算してもらったときに、約400万ぐらいかなって、その当時の部長さん、おっしゃってたんで、これはずうっとずうっと何年も続けなくてもいいのかな、終わったらね。なので、それぐらいだったら出せるのではないかなというふうに思うんです。

で、今回も決算でこのコロナの感染症交付金ね、臨時交付金、これ令和2年度は約260万、町が持ち出ししているけれども、この令和3年度は45万ほどしか身出ししてないと。たったこれだけしか忠岡町は身出ししてないんですね。ですので、やっぱりPCR検査、これはやるべきではないかなというふうに思うんです。もう一度答弁をお願いいたします。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

何度も同じ答弁になりますけども、この大阪府の無料検査事業につきましては、今現状、ある程度ちょっと陽性者が少なくなっている状況におきましても、今現在も延期、延期という形で大阪府のほうでやっていたいただいているところです。また、忠岡町のほうでは、PCR検査は1か所ではございますけども、隣接しております泉大津市、和泉市、岸和田のほうでも無料検査事業をされてるドラッグストアさんとかいうのもございますので、府内どこでも無料検査というのは、症状がなければ受けていただけるというところがございますので、ご理解のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

ぜひ検討していただきたいというふうに思います。要望しときます。

2つ目です。2つ目は消防のほうでお伺いしたいんですけど、前回もお聞きしましたけど、女性の救命士ね、1人もいらっしやらないということで、ぜひ女性の救命士を採用していただきたいということは要望しました。で、いろいろホームページなんか載せてアピールもしていただくということで、なかなか採用に向けての、今回も採用できていせんので、どうでしょうか、今後どのような手法で女性救命士を採用できるように努力されるのかというところをお聞きしたいと思います。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

本町消防では、この令和4年10月1日付をもって1名の女性職員が採用されました。今現在、大阪府立消防学校へ初任教育生として派遣されてます。女性救命士ではないのですが、初任教育が終わり、こちらのほうに所属に帰ってきた時点で、救急隊員としての資格は保有してます。救急救命士になるには、また5年の実務経験、もしくは2,000時間の救急活動を行わなければいけないので、それが終わり次第、救命士としての養成課程に派遣することが可能になります。

以上です。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

1人採用できたということで良かったと思います。まだね、救命士さんになるまではいろいろ5年、2,000時間の実務経験といろいろありますが、ありがとうございます。良かったと思います。引き続きまたね、お1人でなくてね、2人、3人と増えますように、またいろいろと工夫して、工夫というても試験がありますので、なんですけど、またよろしくお伺いしたいというふうに思います。

3点目は、これはちょっと危機管理課にお伺いします。台風21号の後に危機管理課というのが独立してできたと。非常に今まで私たちも要望してましたので良かったというふうに思います。やっぱり1つのところで集中していただかないと、ばらばらになると職員さんも非常に大変ですので、良かったというふうに思います。

昨日の是枝委員の質問でも、洪水なんかの避難経路、それも自分たち職員さんの足で一
遍歩いて確認すると、高月北のほうはね、言うていただいたんでちょっと安心しました。
今まででしたら、避難経路をお伺いしても、恐らく答弁された方、その道を歩いたこと
もないだろうという方の答弁があったりして、びっくりしたこともあったんですけど、職
員さんの足で歩いていただくということで非常に良かったというふうに思います。

危機管理課ができて、いろんな課題が盛りだくさんだというふうに思うんですけど、ち
よっとこれからどういったことをやっていきたいというふうに考えていらっしゃるかとい
うところをちょっとお願いしたいんですが。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

課のほうを創設していただいて、私どもは日頃から危機管理のところに集中して業務を
させていただいてるところでございます。やはり今まで取り組めてなかった部分、主にで
すね、やっぱりいざというときにどういうふうな形で動いていくんだというところの、い
わゆるマニュアルの整備がほぼほぼできてなかったというところがございます。それにつ
いては、日頃から、職員のほう、いろんな考えを持ってマニュアルの作成に取りかから
せていただいて、まだ完璧ではないですけど、十分ではないですけども、多くのマニユ
アルに手をつけたというところは非常に良かったというふうに思っております。

あと、そのマニュアルの作成と併せて、それをどういうふうに生かしていくか、いわゆ
るその訓練を通して、本当にそのマニュアルどおり動けるのかというところを今後検証し
ていきたいというふうに考えているところでございます。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問です。今回の決算も出てますけど、法律相談のほうなんですけど、改善してい
ただいて、当日の予約でなくて前日の9時からの予約に改善していただいて、これはどな
たかな、どなたに聞いたらいいか、改善していただいたということで非常に良かったとい
うふうに思います。

それで、この法律相談も併せて、あと消費者の消費者問題専門相談員の、消費者のそれ
の相談もあったかというふうに思うんです。ありましたね。それで、今非常に問題になっ

ている統一教会のことなんですけどね、本町でどれぐらいの方が被害者でいらっしゃるのかというのは把握はできておりませんが、国のほうでも、全国相談窓口ということで、まだ何か1, 700件とかいうて岸田首相は答弁されてましたけど、本町のほうでそういった相談ですかね、やっぱり国のほうというところとちょっと敷居が高いので、本町のほうで相談というのはなかったですかね。今のところないですかね。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

消費相談のほうは後ほど産業のほうで答えていただけたらと思うんですけども、うちのほうは法律とか人権相談等で具体的なそういう相談はなかったと。表題だけ頂きますのでね、特には聞いてございません。啓発で国のほうから来月、各広報紙で相談先を一定掲載するようにということが国のほうから下りておりますので、来月の広報でご案内させていただく予定でございます。

副委員長（今奈良幸子議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

統一教会の相談件数になってございますけれども、消費者庁から発表されている9月28日時点での件数を言わせていただきますと、統一教会関係では285件、国のほうに上がっておられるということでございます。で、本町につきましては、今のところ統一教会に関しての相談というのはございません。

委員（河野隆子議員）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

分かりました。今のところないということでもありますけれども、非常にね、破産したりとか一家離散とか自殺者も出たりで、大変なね、これはことでもありますので、被害者の方の救済というところで、いろんな相談は広げていただいてしていただきたいというふうに思うんです。

で、最後にそのいろんなところに統一教会の信者といいますか、名前を変えたりして、いろんなところに入り込んでいるみたいなことも、今までテレビでも報道されておりました。箕面市なんかは1つの例として、ある一部の小学校なんかはね、土曜日の授業の一環として、科学実験講座ということで、これ、学生の信者をCARPと言うんですかね、ち

よっと私もそこは詳しくないんですけど、そういう学生が17年前から入り込んで参加してたと、そういったこともあったようなんで、いろいろと教育委員会のほうも気を使われていると思うんです。その点で調査か何かはされているんでしょうか。そこだけちょっとお伺いしたいというふうに思います。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

特に学校のほうにも確認しておりますが、そういったことはございません。よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

分かりました。副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

河野委員長。

委員（河野隆子議員）

さきの議会でも、この統一教会の癒着疑惑の解明と被害救済を求める意見書というのが全会一致で上がっておりますので、国のほうにも出しておりますけども、ぜひ本町でも、そういった被害者がいらっしやったら、相談窓口を広げていただいて、救済のほうにつなげていていただきたいというふうに思います。最後にご答弁お願いできますでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

国から統一した調査も来てございまして、本町のほうでは調査した結果、該当はないということで、啓発とか相談の案内先につきましては、広報とかいろんな手段を通じまして広くお知らせしてまいりたいと考えてございます。また、対応も、相談がございましたら、府や国と連携して上げていきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

終わります。よろしくお願いたします。

副委員長（今奈良幸子議員）

それでは、河野委員長の質疑が終わりましたので、進行を河野委員長に交代いたしま

す。

(進行が河野委員長に戻る)

委員長 (河野隆子議員)

今、総括質疑が終わりましたが、議長、すみません。

議長 (和田善臣議員)

時間を使って誠に申し訳ないんですが、私ね、やはりこれ、本町だけではなしに、日本全国的にも考えられることなんです、一番怖いのは持続可能なまちづくりというのをずっとうたってますよね、総計でもうたってました。一番怖いのは、やはり少子・高齢化です。で、朝からの後期高齢医療か、そこでも申し上げましたけれども、やはり日本の国はもう既に超高齢化社会に入ってるんですよ。もう致死化社会、いわゆる死ぬ人が増えてくる、そういう社会に入ってきてます。

それで、人口はもちろん減っていくんですけども、それよりももう1つ怖いのは、やはり少子化です。少子化対策というのは非常に難しいのは、これはもう重々承知しておりますが、やっぱり子どもが減っていくということは、持続可能なまちづくりとはほど遠いものになってきます。

で、忠岡町でも結構その子育て支援はされてます。されてますが、しかしながら忠岡町でずっと住み続けてもらって、生産人口というのかな、そこまで育ててくれて、い続けるということはなかなか難しい。で、それをしようと思ったら、先ほど前川君も言っていましたふるさととか、あるいは松井議員が言った職員の増員、そういったこともかかってくるのかなと思うんですけども、そういった少子化対策ですね、これに対して特別に考える課、担当課、こんなが必要ではないかと。

先ほど、危機管理課というのが新設されましたよね。そういったことで取り組んでくれてますけれども、どうしたらその子どもを安心して産んで育てられる町にするのか。住民の方がそういう心理になれるのか。そういったことを考えていかんと根本的な解決にはならないと思うんです。

で、一番大事なのは育った子どもの受皿ですね。それをするには、どうしたらいいかということなんです、先ほど松井議員の質問に対して、定員の件で課長は答えられてました。一応参考にしたのは、二次産業、三次産業が主な町を対象にしたとおっしゃってましたね。で、二次産業、三次産業を忠岡町で果たしてやっていけるんかと考えたときにね、小売業なんかとか、そういったもの、あるいは飲食、そういったものではなかなか立ち行かない。まして、そういう職種であれば雇用の促進にはならない。思い切ってこれ、第一次産業に目を向けてはどうかということなんです。

もちろん第一次産業、忠岡には空き地がないです。田んぼもないです。ですから、他市でもいいです。この周辺の他市の空いてる土地を借りるとか、借りて、そこで付加価値の高い作物を作るとか、そういったことにも目を向ける必要があるんじゃないか。また、二

次産業で小売業ですかね、そういったものに対しては、やはりIT技術を使って、ネットワークを使って販売網を広げる、そういった専門家というんかね、ホームページを立ち上げて、そういったものが必要ではないかと思うんです。

ですから、例えばそういった雇用促進課というんか、いわゆる町の維持可能にする、できる課ですね。そういった新設も考えてもらってもいいんじゃないか、このように思ってますが、どうでしょう。

先ほど、これは何やったかな、忠岡町の企業と総合支援援助、これは5件あったと橋本課長から聞いたんですが、やっぱり雇用促進、雇用をアップするような業種ではないです、聞いてみたらね。みんな1人でやっていくような仕事で、雇用を促進できるようなものではない。ですから、そういった雇用を促進できる、いわゆる若者の受皿になれる、そういったものを立ち上げる。そういった専門的な課をぜひつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

少子化の部分については、国のほうもこども庁創設なり、一体的に進めていくという形でやっておりますので、本町としましても、今すぐにはできないんですけども、今年度につきましては子育てチームをつくりまして、横の連携をさせていただいたところでございます。持続可能なまちづくりとして新たなニーズをつかむために、課をつくるとか、そういった部分も必要だとは感じております。公民連携が国のほうでも府のほうでも進んでおりますので、そちらのほうにも目を向けながら、新たな取組をやっていきたいというふうに考えています。よろしく願いいたします。

委員長（河野隆子議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

企業誘致というようなことはなかなかできません、忠岡ではね。できませんので、やっぱり何か考えて考えてね、そういった雇用を生み出せる、若者を100人でも受け入れられるんやと。毎年10名は雇えるんやと、そういったものをつくり出さんことには、恐らく持続可能はできない、そのように考えてます。財政課長、どんなもんや、それで。歳入を考えた場合。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

岩佐財政課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、議員おっしゃっていただいているそもそも根本の人口減少社会というところで、少子・高齢化は特に今世の中でも騒がれておりますけれども、確かに忠岡町にとってすごい壁の大きいものなのかなというところで、我々も、日々ですね、国の施策等に耳を傾けながら、いろんな方策を考えていかないといけないのかなあというふうに思っております。

で、幸いですね、やっぱりここ数回の国勢調査のほうを見ましても、やっぱり人口のほうは減ってきております。それとはちょっと反比例する形で、実は調べてみると、納税義務者数というのはここ10年で微増という形で忠岡町は来ております。まあ要因についてはいろいろあるかとは思いますが、そういった少子・高齢化になっていっている中で、そういう納税義務者も増えてるというところですね。そういったところをきっちり分析していきながら、歳入の確保というのに努めた上でいろんな施策を打っていくというところで、おっしゃっているその特別なチームとかいうのは、後でまた組織として考えるべきことなのかもしれないですが、そういったところで一つ一つのそれぞれの分野で、その問題に対して分析しながら要はやっていくというところが大事なのかなというふうに私は思っております。

委員長（河野隆子議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

今すぐね、どかっと手を広げることはできません。けれども、やっぱり今からすぐ取りかかると間に合わないというのも事実です。その辺のところをよく考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で結構です。

委員長（河野隆子議員）

分かりました。他に、まだ聞き忘れたというようなことはございませんか。よろしいですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野隆子議員）

分かりました。

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

それでは、各委員の意見集約を行います。理事者の方は後ほど連絡しますので、それまで自席で待機願ひます。

（理事者：退席）

委員長（河野隆子議員）

長時間お疲れさまでございました。各委員の意見集約に要する時間ですが、1時間は欲

しいという意見が多数あります。なので、小島委員、どうぞ。

委員（小島みゆき議員）

すみません、できたらもう少し延ばしていただいたら。

委員（河野隆子議員）

もう少し延ばす。

委員（小島みゆき議員）

まとめてないので。

委員（河野隆子議員）

そしたら、小島委員、4時でどうですか。16時。

委員（小島みゆき議員）

4時。頑張ります。

委員（河野隆子議員）

そしたら、16時ジャストに再開しますので、それまで暫時休憩いたします。4時です。時間厳守でお願いします。

（「午後2時40分」休憩）

委員長（河野隆子議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後4時00分」再開）

委員長（河野隆子議員）

それでは、各委員の意見集約を行います。

これより各委員の意見を聴取いたします。

それでは、松井委員よりご意見、お願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（河野隆子議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

それでは、無所属の会、松井です。令和3年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計につきまして意見を申し述べます。

本年度一般会計決算におきましては、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、歳入・歳出ともに大きく膨らみ、感染症が流行する前の収支状況との比較がしづらく、先の見通しの立てづらい決算となりました。

歳入におきましては、国庫支出金の14億4,000万円で、約6億円が新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やワクチン接種などに係るものであり、また、地方交付税においても普通交付税の再算定による歳入増と、一時的な歳入が目立つ決算となりました。

そんな中、町税におきましては、個人住民税・法人町民税ともに前年度を上回り、固定資産税の評価替えなどの減収を含めても前年度を約1,700万円上回る増収となったことは喜ばしいことではありました。

しかし、町税を伸ばした1つの要因である法人町民税におきましては、現在加速している円安の影響を大きく受ける木材や繊維関係の企業が本町には多く、本年度以降の事業収益の悪化が心配されるところであります。

自主財源全体で見ますと、ふるさと応援寄付金も約5,300万円の減収となっており、取組の強化が必要ですが、まずは、忠岡町の足元を支える法人町民税を伸ばし続けるために、産業振興課を先頭に忠岡町全体で知恵を絞っていただきたいと考えております。

歳出におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で各課の事業やイベントなどの自粛を余儀なくされた年度でありました。

令和2年度から続く地方創生臨時交付金を財源に、課題であった学校トイレの改修工事やシステムの導入、消防装備品や各課の備品もそろえることができましたが、一方、人件費や扶助費などの義務的経費においては増額となりました。扶助費においては臨時特別給付金の影響が大きいです。今年度には、子ども医療助成が18歳まで拡大するためさらなる増額が見込まれており、国による早期の制度改正を期待するところでもあります。

とはいえ、決算収支全体を見ますと5億4,804万3,000円の黒字決算であり、一般会計基金残高も11億4,000万円となり、以前に比べれば少し安定した町財政運営を行える状況にはなったと思います。

予算におきましては、全国からご支援をいただいたふるさと応援寄付金積立を町民の皆さんの日々の暮らし中で必要なところにも活用していただくことを期待し、本一般会計決算、各特別会計決算及び下水道事業決算を認定いたします。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございます。

次に前川委員、よろしく。

委員（前川和也議員）

杉原町政が始まってからちょうど2年となりました。令和3年度は、町長に就任されてから初めての年間を通した予算執行でございました。

その決算について、我が会派を初め、他会派と理事者側とで活発な質疑と応答がなされてきましたが、その過程を通じての意見を、呈祥会・大阪維新の会として申し上げます。

一般会計歳入決算額は約81億円、歳出は約75億円、特別会計を合わせると歳入総額は約121億円で、歳出の総額は約115億円となりました。

財政健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字決算となり基準内であること、将来負担比率については前年度とほぼ変わらないものとなりましたが、実質公債費比率は、前年度より1.1%の改善が見られ、財政健全化の4つの指標を早期健全化基準並びに財政再生基準内に収まるように財政運営を行うことができました。

下水道事業会計におきましても、その資金不足比率は基準内でございます。

財政運営として、これらの5つの比率を基準内に収めることは最低限達成しなければならないことではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が依然としてある中、感染拡大状況、社会情勢、国の施策の動向を常に注視しながらの予算執行であり、結果として前年度と比べ、各基金にも順調に上積みを行うことができ、町債残高を減らすことができました。

臨機応変に対応しなければならない場面が相当数あったことと思いますが、そのような情勢下での3年度の財政運営には評価をいたしたいと思っております。

例年、高い比率が問題視されていた経常収支比率に関して申しますと、20年ぶりに100%を切る数値となりました。

しかし、普通交付税の大幅な増加、町税や地方消費税交付金なども増加したことにより、一時的なものとなるかもしれず、引き続きの財源確保と歳出削減に取り組み、柔軟な財政運営ができるようにしなければなりません。

財源確保については、年々好調であり、貴重な自主財源である「ふるさと応援寄附金」の件数と額が大幅減であったということは問題として捉えなければなりません。この点については、原因を分析されているとのことなので、ぜひ今後増収を目指した取組を行っていただくことを求めます。

さらに、商工や労働などの分野で、町内産業の活性化につながるような予算措置も併せて求めるものであります。

あわせて、先ほどの総括でも「稼ぎに行く」という観点で申し上げましたところ、町長より各方面と連携して補助金を取りに行くことができました。「もらう」ではなく「取りに行く」という強い意志での行動をお願いいたします。

歳出の削減では、引き続きの行財政改革、民間の活力の導入、そして3年度にて消防分野で効果の表れ始めた広域連携を他の分野にて推進していくことを模索していただきますようお願いいたします。

各種施策でほかにやりたいことがあってもできない、行き着く先はマンパワーの不足になるとのお話が先ほどの総括でございました。少子高齢化、人口減少が進む中、持続可能な行政運営を行っていくためには、行政機構や自治体のあり方について、様々な視点で考える必要があります。

その上で、大阪府市町村局との連携強化や、泉州地域の市長、町長で構成します研究会

には活発に参画し、議論を重ねていただくことを強く求めます。

令和4年の今年度は、行動制限が緩和され、徐々に様々な社会活動、経済活動が再開されてきております。先々週には2年ぶりに本町の伝統文化であるだんじり祭りが本格的に開催され、そして次の日曜日には町民体育祭も久しぶりに開催されます。

人と人とが触れ合え、つながりあえる機会、人の温かさを感じることができる機会、道徳教育の充実や、生涯教育の拠点たる文化会館の活性化など、「心」に焦点を当てた施策を展開することが、よりよいまちづくりへとつながるものと考えます。

今月より子ども医療費助成対象が18歳まで拡大し、来春には東忠岡認定こども園が開園します。

長年の懸案事項であったごみ処理問題も解決へと歩みを進め、忠岡町を明るく豊かな未来へと導く杉原町長の今後の町政運営に期待をいたしまして、我が会派では令和3年度の全決算について「認定」とさせていただきます。

以上です。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございました。

次、小島委員、できていますか。

委員（小島みゆき議員）

はい。

委員長（河野隆子議員）

じゃあ、小島委員。

委員（小島みゆき議員）

令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者も現在は少し減少気味ではありますが、年末に向けて、インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染が広まっていくであろうとの懸念があります。また、ロシアによるウクライナ侵略で国際情勢は激変、混沌・混乱の中にあります。日本も影響を受けて、物価高の1つの大きな要因になっている。国においては、国民の先行き不安を払拭し、安全・安心の基盤の強化に取り組んでいただきたい。

決算については、令和3年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は120億9,152万454円で、歳出決算総額は114億9,096万9,289円となっており、差引額6億55万1,165円になり、固定資産税は減となったが、個人町民税、法人町民税が増となり、町税全体で1,772万8,000円の増となったが、しかし、実質収支黒字の要因としての普通交付税の増については臨時的なものであることや、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により収支が不透明な状況が続く中、少子高齢化に伴う社会保障や公共施設等の維持管理や補修にかかる支出増加が見込まれることから、引き続き注視

していかなければならない。

経常収支比率から見ても、経常一般財源等収入において普通交付税が大幅に増加、また、町税や地方消費税交付金などにおいても増加したことにより経常収支比率は95.5%で、前年度(104.2%)と比べ8.7ポイント改善し、20年ぶりに100%を下回る結果となりました。

しかしながら、経常収支充当一般財源は前年度と比べ増加しているため、次年度以降、同水準の収入を確保できない。また、経費の状況により再び比率は悪化していく可能性があり、予断を許さない状況ではあるが、令和3年度は財政調整基金も取り崩さず黒字決算となった。

引き続き財政健全化に取り組んでいただくことに鋭意努力されることを期待し、本決算に賛成いたします。

以上です。

委員長(河野隆子議員)

ありがとうございました。

次に是枝委員、お願いいたします。

委員(是枝綾子議員)

2021年度(令和3年度)忠岡町決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

この年度は、第5波から第6波の新型コロナ感染拡大の波があり、2度の緊急事態措置とまん延防止措置が出され、飲食店・商業施設などへの休業要請と時短要請が繰り返されました。社会全体が大きな打撃を受け、住民の暮らしと営業はますます大変となった年度です。

新型コロナワクチンの接種が始まりましたが、3回目のワクチン接種の遅れから、高齢者への感染拡大とデルタ株の強い感染力により、10代以下の子どもにも感染が広がり、過去に例のない感染拡大となり、大阪府の1日の感染者数は、過去最大の2万人を超えました。医療が逼迫し、多くが自宅療養を強いられることになりました。いまだ感染はまだ収まっておらず、さらなる対策が求められています。

この年は、子育て世帯への給付金の支給がありましたが、消費税10%増税の影響の上に長引く新型コロナのパンデミックの影響、円安による原油や輸入の高騰が住民の暮らしと営業に大きな打撃となりました。

そのような状況の下、本町の対応が住民の求めに応じたものであったのかという視点で決算を見ました。

一般会計は、国からのコロナ対策としての地方創生交付金が約1億3,000万円、忠岡町に交付され、新型コロナ対策の施策として32の事業が行われました。しかし、個人給付に使えないという制約があったため、公共施設のコロナ対策が主で、水道使用料(基本料金)免除以外は企業向けの支援になり、個人事業主への支援はありませんでした。

問題点として、本町新型コロナ対策事業が、地方創生交付金以外に一般財源から支出されたのは、たったの45万1,000円で、少な過ぎると言えます。中でもコロナ交付金から、役場職員の人事管理システム構築事業に1,000万円を支出しています。メニューにあるとはいえ、町の一般財源ですべきことを、緊急を要するからということで支出し、今後その代替に必要なコロナ対策があれば、その際は一般財源から支出するというところでいらっしやっただのに、何らされていません。必要なコロナ対策はまだ、個人事業主への支援や無料のPCR検査など山積しています。直ちに施策に取り組みられることを求めます。

消費税の増税分で増えた地方消費税交付金の社会保障財源分に、2億1,959万5,000円についても多くが一般財源の置き替えのため、これは福祉の充実向上に使うよう求めます。

クリーンセンター整備運営事業においては機器更新工事費が2億2,000万円、令和2年度と合わせると約6億円近い工事を行っており、まだ使えると町も言っているのに、公民連携の産廃焼却炉建設のために、令和6年3月末で閉めてしまうのは、住民目線から見てもったいないの一言です。令和3年度決算には入っておりませんが、今後のごみ処理方針については住民の中でもよく議論する時間を確保することを求めます。

また、入札制度の改善の準備に取り組みされた年度でありました。

文化会館の中にある働く婦人の家については、男女共同参画施設の位置づけがされており、廃止を検討する前に代替施設やその役割を持ったものを作ってからでなければ施策の後退になると思います。後退をさせずに男女共同参画施策を前進させること、高過ぎる国保料、介護保険料を町独自に引き下げることにも求めます。

一方、当初予算においても評価いたしましたことは、この年度から不登校児童・生徒のための適応指導教室を開設されました。また新しく防災マップ（ハザードマップ）を作成されました。幼児教育の無償化に伴い、町独自の給食費の副食費の無償化、町独自の少人数学級の実施の継続、子どもたちを支援する子ども食堂への補助、あすなろ未来塾、英語検定料の補助などの事業、町単費で学校の受付員の配置、青パトなどの子どもを守る活動、忠岡小学校の屋外トイレの改修工事、忠岡小学校留守家庭児童学級のエアコンの更新工事。

ひとり暮らしの高齢者などへの上下水道料金減免制度の継続、町の機構改革で危機管理課の設置、中小企業融資の利子補給制度や漁業の振興。粗大ごみ電話申込み事業を委託から直営にされたこと。そして、コロナ交付金を活用し、水洗化工事の補助金を一時的に12万円に引き上げられたこと。

質疑の中で、東忠岡小学校の地区の認定こども園が来春開設予定ですが、「年度途中でも待機児童がないようにする」との答弁がありました。留守家庭児童学級の開設時間を、保護者のニーズに応じて、午後7時までの延長も予定され、職員の募集をされているとの

お答えがありました。

また、長年住民も困っていた高月北の災害時の避難所は、東忠岡小学校のほうとして避難経路を職員が歩いて確認するとのお答えもありました。令和3年度ではありませんが、今月、10月から子どもの医療費助成の対象年齢が高校卒業まで拡充がされました。

最初に述べましたように、問題点を指摘してきた決算であります。さらに加えて福祉バスの土日の運行や増便、文化会館や福祉センターなどの開館日は元に戻されることなどを求めます。

コロナ禍、町民本位の町民の命と暮らしを支える忠岡町政の運営を強く求めておきます。

以上、日本共産党の意見とし、2021年度（令和3年度）の一般会計及び特別会計、下水道企業会計の決算を認めます。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございました。

あと、今奈良副委員長。意見どうぞ。

委員（今奈良幸子議員）

前川議員と同じ意見ですので控えさせていただきます。

委員長（河野隆子議員）

ありがとうございました。以上で各委員の意見聴取を終わります。

委員長（河野隆子議員）

それでは、採決いたします。

認定第1号 令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、並びに認定第2号 令和3年度忠岡町下水道事業決算認定について、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（全員賛成）

委員長（河野隆子議員）

委員会の採決の結果、全員賛成であります。よって当委員会として、認定することに決しました。

ただいま採決しました内容については、第4回定例会において委員長報告をいたします。

委員長（河野隆子議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、3日間にわたり慎重にご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

す。その上、全会一致でご認定いただきましたこと、心より厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

いろいろ委員さんからも言われて、いろんな注文等々がありました。その中において私も1期目、2年を過ぎようとしています。61歳、忠岡に生まれ育って61年もたってしまいました。

この間いろいろ忠岡町も大きな波、小さな波があったと思いますけれど、今一番の波は何か。議長さんも言ってましたように、この特に泉州の地域が、北高南低と言われる中で人口減少もある。この小さな忠岡町が何をやっていったらいいのかという問題、これは当然のことです。もう人の取り合いに決まっています。お隣から取ってきたからどうやとかいう問題でもありませんし、この問題は忠岡町だけで考えるものではなく、大和川から以南また泉州地域、特に近隣市町と連携を取りながら、こういう問題はどのようにやっていくのかというようなところを連携を取りながら図っていかなければならないのかと思っております。

そして、我々小さな基礎自治体、今提出させていただいていますいろいろな諸問題がある。例えばクリーンセンターの問題ばかりです。これは我々、自信を持って出した施策でございます。まずこれを片づけてこそいろいろな住民サービスや、いろいろ商工業の振興などが、そこから尾ひれ背ひれがついてくるものだと私は確信している次第でございます。

どうか、皆様方におかれましても、今後私、任期あと2年ある間に、目の色を変えながら、ねじを巻きながら国・府にもタイアップをしながら一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞ、まだまだたゆまぬご協力、ご理解を得まして、忠岡丸を前へ進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

3日間本当にご苦勞さまでございました。ありがとうございます。

委員長（河野隆子議員）

委員の皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様には審議に際しご協力を賜り感謝申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会でご各委員より指摘のありましたことについて、今後の行財政運営及び予算編成に当たり真摯にお取り組みいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。各委員並びに理事者の皆さん大変お疲れさまでした。

（「午後4時25分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年10月20日

決算審査特別委員長 河野隆子

決算審査特別委員 是枝綾子